

○各項目は該当ページにリンクしています。ご希望の項目からご覧下さい。

- [1. 建設業法の目的](#)
- [2. 建設業法の用語の定義等](#)
- [3. 建設業法の概要](#)
- [4. 建設業許可制度（一般建設業と特定建設業）](#)
- [5. 現場配置技術者①（監理技術者等の配置）](#)
- [6. 現場配置技術者②（監理技術者等の職務）](#)
- [7. 現場配置技術者③（雇用関係等）](#)
- [8. 現場配置技術者④－1（現場専任制①）](#)
- [9. 現場配置技術者④－2（現場専任制②）](#)
- [10. 現場配置技術者④－3（現場専任制③）](#)
- [11. 現場配置技術者④－4（現場専任制④）](#)
- [12. 現場配置技術者⑤-1（専任配置期間①）](#)
- [13. 現場配置技術者⑤-2（専任配置期間②）](#)
- [14. 現場配置技術者⑥（複数現場の兼務特例）](#)
- [15. 現場配置技術者⑦（主任技術者又は監理技術者の兼務特例）](#)
- [16. 現場配置技術者⑧（監理技術者の兼務特例）](#)
- [17. 現場配置技術者⑨（特定専門工事）](#)
- [18. 現場配置技術者⑩（監理技術者資格者証）](#)
- [19. 現場配置技術者⑪（技術者制度の概要）](#)
- [20. 共同企業体①（JVの形態）](#)
- [21. 共同企業体②（JVにおける技術者配置）](#)
- [22. 特定建設業者の責務](#)
- [23. 一括下請負（丸投げ）の禁止①](#)
- [24. 一括下請負（丸投げ）の禁止②](#)
- [25. 施工体制台帳と施工体系図の作成等](#)
- [26. 施工体制台帳の作成①（記載対象となる下請負人）](#)
- [27. 施工体制台帳の作成②（記載内容と添付書類）](#)
- [28. 施工体制台帳の作成③（作成手順）](#)
- [29. 施工体制台帳の作成④（関係者への周知）](#)
- [30. 再下請負通知書](#)
- [31. 施工体系図の作成と掲示](#)
  - [<イメージ> 施工体制台帳【作成例】](#)
  - [<イメージ> 作業員名簿【作成例】](#)
  - [<イメージ> 再下請負通知書【作成例】](#)
  - [<イメージ> 施工体系図【作成例】](#)
- [32. 【取引の適正化】見積依頼](#)
- [33. 【取引の適正化】見積依頼（法定福利費の内訳明示①）](#)
- [34. 【取引の適正化】見積依頼（法定福利費の内訳明示②）](#)
- [35. 【取引の適正化】請負契約の締結](#)
- [36. 【取引の適正化】下請契約の締結に至るまでの流れ](#)
- [37. 【取引の適正化】適正な工期の確保①](#)
- [38. 【取引の適正化】適正な工期の確保②](#)
- [39. 帳簿の備付けと保存](#)
- [40. 下請代金の適正な支払い](#)
  - [41. 請負代金の支払いルール①](#)
  - [42. 請負代金の支払いルール②](#)
  - [43. 標識の掲示](#)
  - [44. 監督処分](#)

## 建設業法(昭和24年法律第100号)

第一条 この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### 究極の目的

公共の福祉の増進に寄与すること

共同理念

そのための

### 当面の目的

- ①建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護すること
- ②建設業の健全な発達を促進すること

相互に密接な  
依存関係

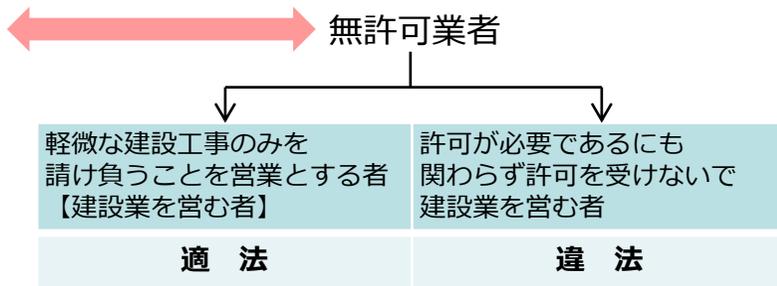
### 目的を達成するための手段として

- ・建設業を営む者の資質の向上
- ・建設工事の請負契約の適正化等

法令遵守推進  
の取組

# 2. 建設業法の用語の定義等

建設業者	法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者
建設業	建設工事の完成を請け負う営業 (元請、下請その他いかなる名義をもってするかは問いません。)
建設工事	法別表第一の上欄に掲げる土木建築に関する29種類の工事 (2つの一式工事と27の専門工事)
建設工事の請負契約	報酬を得て、建設工事の完成を目的として締結する契約 (資材購入、調査業務、運搬業務及び警備業務等は該当しません。)



※軽微な建設工事とは  
 ○建築一式工事の場合は、1件の請負代金の額が1,500万円未満の工事又は延べ面積150㎡未満の木造住宅工事（いずれか一方の要件を満たしていれば軽微な建設工事となる）  
 ○建築一式工事以外は、1件の請負額が500万円未満の工事

○発注者、元請負人、下請負人について、建設業法上では次のように定義されています。  
 (通称や契約上の名称とは異なりますので、ご注意ください。)

通称	発注者(施主)	⇔	元請業者	⇔	一次下請業者	⇔	二次下請業者	⇔	三次下請業者
建設業法	発注者	⇔	元請負人	⇔	下請負人 元請負人	⇔	下請負人 元請負人	⇔	下請負人
	※ 発注者 … 建設工事（他の者から請け負ったものを除く）の注文者 元請負人 … それぞれの下請契約における注文者で建設業者であるもの 下請負人 … それぞれの下請契約における請負人								

○「請負代金の額」その他の個々の取引に係る請負代金に係る用語は、その取引に係る消費税及び地方消費税の額を含みます。（「建設業許可事務ガイドラインについて」 【その他】2.）

# 3. 建設業法の概要

## 許可制度 <建設業者の資質の向上>

### 許可要件

経営の安定性

技術力

適格性

経営能力

財産的基礎

業種ごとの  
技術力

誠実性

(適正な経営体制)

(適切な社会保険への加入)

(営業所技術者等)

### 欠格要件

- 許可取消から一定期間を経過しない者
- 刑に処せられてから一定期間を経過しない者
- 法人でその役員が欠格要件に該当する者 など

### 許可の種類

#### 29業種

(土木工事業、建築工事業など)

#### 特定建設業許可

元請として5,000万円以上\*の  
下請契約を締結する工事  
※建築一式工事の場合は  
8,000万円以上

#### 大臣許可

2以上の  
都道府県に  
営業所を設置

#### 知事許可

1の都道府県  
のみに  
営業所を設置

#### 一般建設業許可

特定建設業以外

### 許可不要

500万円未満\*の建設工事

※建築一式工事の場合は、  
1件の請負代金の額が  
1,500万円未満の工事

または

延べ面積150㎡未満の  
木造住宅工事

## 技術者制度 <施工技術の確保>

業種ごとに工事現場に技術者を設置

### 主任技術者の設置

#### 監理技術者の設置

元請として5,000万円以上\*の下請契約を締結する工事

※建築一式工事の場合は8,000万円以上

公共性のある  
工作物に関する工事等

#### 専任での設置

## 経営事項審査 <公共工事元請業者の一元評価>

経営状況等に関する

客観的事項の審査

公共工事の元請になろうとする建設業者に  
受審義務付け

①経営状況

②経営規模

③技術力

④社会性

## 請負契約の適正化 <発注者や下請負人の保護等>

### ○元請負人の義務

例：施工体制台帳の作成（5,000万円以上\*の下請契約を締結する場合）

### ○公正な請負契約の締結義務

### ○請負契約の書面締結義務

※建築一式工事の場合は8,000万円以上

## 監督処分等 <法令遵守の実効性の担保>

### ○行政指導（文書勧告等）

### ○監督処分（指示処分／営業停止処分／許可取消処分）

### ○罰則適用

# 4. 建設業許可制度（一般建設業と特定建設業）

建設業法第3条

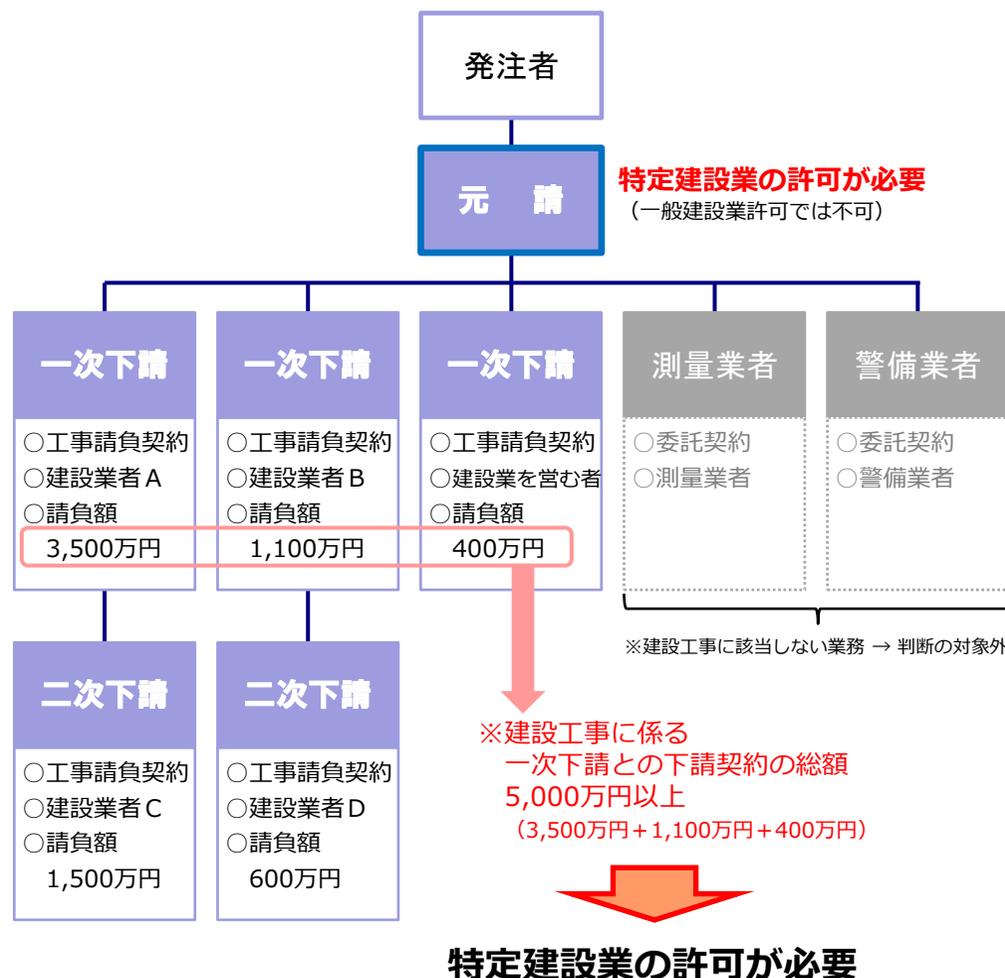
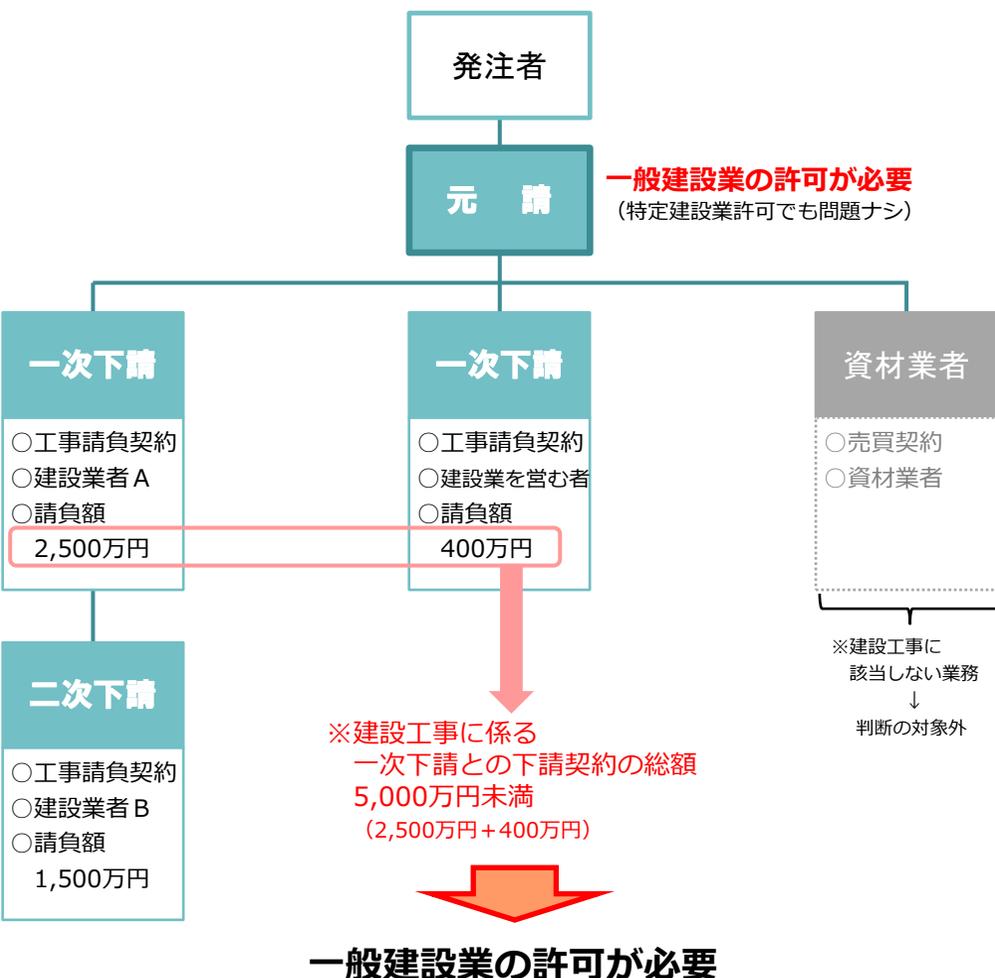
国土交通省  
関東地方整備局  
建設部 建設産業第一課

## 一般建設業

軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする場合を除き、建設業を営む者は、元請・下請を問わず一般建設業の許可を受ける必要があります。

## 特定建設業

発注者から直接工事を請け負い、かつ、5,000万円以上（建築一式の場合は8,000万円）を下請契約して工事を施工する者は、特定建設業の許可を受ける必要があります。



# 5. 現場配置技術者 ① (監理技術者等の配置)

建設業法第26条

国土交通省  
関東地方整備局  
建政部 建設産業第一課

○建設工事の現場には、施工状況の管理・監督を行うため、一定の資格・経験を有する技術者を配置する必要があります。

【法第26条】

※技術者の「配置」とは、工事現場への常駐（現場施工の稼働中、常時継続的に当該工事現場に滞在してる）を意味するものではありません。

## 主任技術者

1・2級の国家資格者／実務経験者

○請け負った建設工事を施工するときは、請負代金の大小、元請・下請にかかわらず、工事現場での施工の技術上の管理をつかさどる者として、必ず主任技術者を配置しなければなりません。

! 建設業者（許可業者）であれば、500万円未満の軽微な工事であっても、主任技術者の配置が必要になります。

## 監理技術者

1級の国家資格者 等

○発注者から直接工事を請け負った場合（元請）で、一次下請への発注総額が5,000万円※以上となるときは、主任技術者に代えて、監理技術者を置かなければなりません。

※建築一式工事の場合は8,000万円

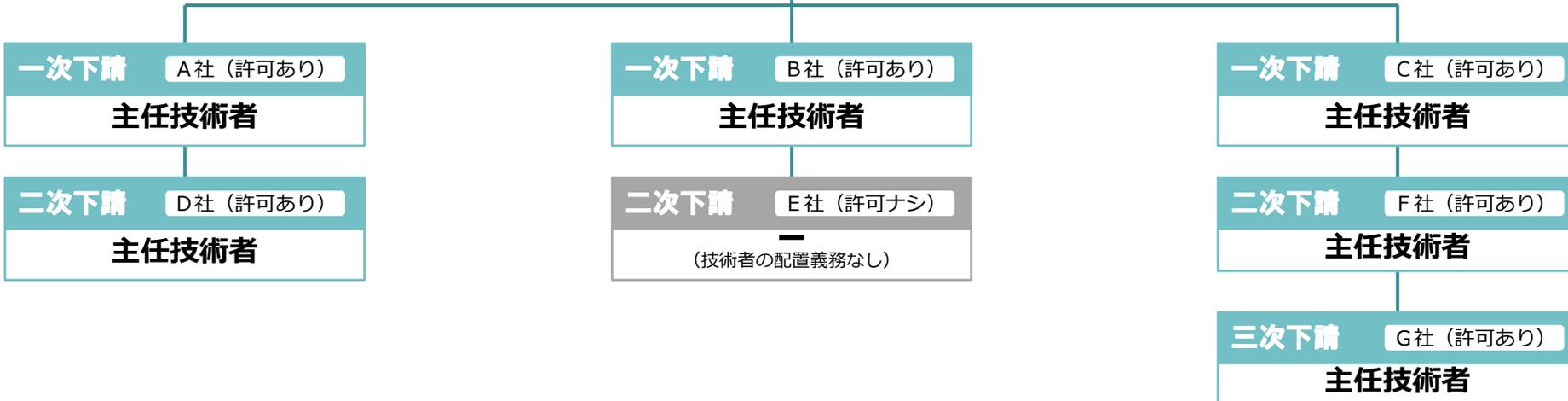
発注者

元請

A社 + B社 + C社 ≥ 5,000万円※ → **監理技術者**

A社 + B社 + C社 < 5,000万円※ → **主任技術者**

※建築一式工事の場合は8,000万円



## 6. 現場配置技術者 ② ( 監理技術者等の職務 )

監理技術者制度運用マニュアル二-三

- 主任技術者又は監理技術者は、建設工事を適正に実施するため、施工計画の作成、工程管理、品質確保その他の技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければなりません。

### 【元請・下請それぞれの主任技術者又は監理技術者が行わなければならない具体的職務】

	元請の主任技術者又は監理技術者	下請の主任技術者
役割	○請け負った建設工事全体の統括的工程管理	○請け負った範囲の建設工事の施工管理
施工計画の作成	○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正	○元請が作成した施工計画書等に基づき、請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○元請等からの指示に応じた施工要領書等の修正
工程管理	○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等の開催、参加、巡回	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○工程会議等への参加 ※
品質管理	○請け負った建設工事全体に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認	○請け負った範囲の建設工事に関する立ち会い確認(原則) ○元請(上位下請)への施工報告
技術的指導	○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導	○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守の確認 ○現場作業に係る実地の技術指導

- ※ 非専任の場合には、毎日行う会議等への参加は要しないが、要所の工程会議等には参加し、工程管理を行うことが求められます。

# 7. 現場配置技術者 ③ (雇用関係等)

## ○雇用関係

○主任技術者又は監理技術者は、工事を請け負った企業との間で**直接的かつ恒常的な雇用関係**にあることが必要です。



建設業者

直接的かつ  
恒常的な雇用関係

**主任技術者**  
**監理技術者**

- ・在籍出向者
- ・派遣社員 など



直接的な雇用関係を有していない

- ・一つの工事の期間のみの  
短期雇用



恒常的な雇用関係を有していない

- ※ 1) 国、地方公共団体等が発注する建設工事において、発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争の場合で入札の申込を伴わないものは入札の執行日、随意契約の場合は見積書の提出のあった日）以前に当該建設業者と3カ月以上の雇用関係にあることが必要となります。
- ※ 2) 恒常的な雇用関係については、監理技術者資格者証、住民税特別徴収税額通知書等に記載された所属建設業者名及び交付日等により確認できることが必要です。（監理技術者制度運用マニュアル二-四（3））

## ○主任技術者から監理技術者への変更

○当初、主任技術者を配置していた工事で、途中で大幅な工事内容の変更等があり、下請契約の請負代金の額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となった場合、発注者から直接建設工事を請け負った元請の特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

【当初の請負契約】

請負金額 5,000万円  
下請発注金額 3,700万円

**主任技術者**



【変更後の請負契約】

請負金額 7,000万円  
下請発注金額 5,100万円

**監理技術者**

※施工当初からこのような変更があらかじめ予想される場合は、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を配置しなければなりません。

# 8. 現場配置技術者 ④-1 (現場専任制①)

建設業法第26条第3項

国土交通省  
関東地方整備局  
建政部 建設産業第一課

## ○現場配置技術者の専任が求められる工事

法第26条第3項

○公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、工事一件の請負金額が **4,500万円** (建築一式工事の場合は**9,000万円**) **以上**のものについては、工事の安全かつ適正な施工を確保するため、工事現場に配置する主任技術者又は監理技術者は、専任の者でなければなりません。

- ! 工事現場ごとに置く専任の技術者の配置は、下請工事であっても必要です。(元請負人・下請負人の区別はありません。)
- ! 対象は、公共工事に限りません。民間工事も含まれます。(個人住宅を除く多くの工事が対象になります。)

・公共性のある施設又は工作物  
または  
・多数の者が利用する施設又は工作物



請負金額 4,500万円以上  
(建築一式は9,000万円以上)



工事現場に配置する  
主任技術者 又は 監理技術者は  
**その現場に専任**

※下請負人も対象です。

- ◆営業所技術者等(常勤)との兼任は原則不可です。
- ◆ほかの工事現場との兼任は原則不可です。

- 国、地方公共団体が注文者である工作物に関する工事
- 鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道に関する工事
- 電気事業用施設、ガス事業用施設に関する工事
- 石油パイプライン事業法第5条第2項第2号に規定する事業用施設に関する工事
- 電気通信事業者が電気通信事業の用に供する施設に関する工事
- 鉄塔(放送の用に供する施設)、学校、図書館、美術館、博物館、展示場、社会福祉事業の用に供する施設、病院、診療所、火葬場、と畜場、廃棄物処理施設、熱供給施設、集会場、公会堂、市場、百貨店、事務所、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舍、下宿、公衆浴場、興行場、ダンスホール、神社、寺院、教会、工場、ドック、倉庫、展望塔

※詳しくは、建設業法施行令第27条をご確認下さい。

## 留意事項1

## 工事現場における「専任」と「常駐」について

監理技術者制度運用マニュアル 三

【専任】 他の工事現場に係る職務を兼務せず、勤務中は常時継続的にその工事現場に係る職務にのみ従事していること

【常駐】 現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること

- 「専任」が求められる期間中は、その他の工事現場に係る職務に従事できない為、この2つは同義的に使われることがありますが、「専任」と「常駐」は異なります！
- 「専任」とは、必ずしも工事現場への「常駐」を必要とするものではありません！
  - ・「専任」が求められる監理技術者等が、当該建設工事に関する打ち合わせや書類作成等の業務に加え、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、働き方改革の観点で踏まえた勤務体系その他合理的な理由で、短期間（1～2日程度）工事現場を離れることについて、その間の施工内容を踏まえ適切な施工が出来る体制を確保することができる場合は差し支えありません。
  - ・それを超える期間現場を離れる場合、終日現場を離れている状況が週の稼働日の半数以上の場合、周期的に現場を離れる場合については、適切な施工ができる体制を確保し、その体制について、元請の主任技術者等の場合は発注者、下請けの主任技術者の場合は元請又は上位下請けの了解を得ていれば、差し支えありません。

## 留意事項2

## 「専任」が求められない工事（非専任の場合）

○主任技術者又は監理技術者は、「専任」が求められない工事であれば、複数の工事現場の兼務が可能です！

※但し当該技術者が各工事現場においてその職務（施工の技術上の管理等）を誠実に行うことが可能な範囲に限ります。

注：元請負人・下請負人の区別はありません。

【「専任」が求められない工事（非専任の工事）】

個人住宅、長屋（共有部分無）等の工事

又は

すべての業種において

請負金額 4,500万円未満（建築一式は9,000万円未満）の工事

# 10. 現場配置技術者 ④-3 (現場専任制③)

建設業法第26条の5  
監理技術者制度運用マニュアル

国土交通省  
関東地方整備局  
建政部 建設産業第一課

## 留意事項3

### 「営業所技術者等」が現場配置技術者となれる例外的なケース

建設業法第26条の5  
監理技術者制度運用マニュアル 二-二(5)

○「営業所技術者」、「特定営業所技術者」※は、請負契約の締結にあたり技術的なサポート（工法の検討、注文者への技術的な説明、見積等）を行うことが職務です。ですので、所属営業所に常勤していることが原則となります。

※営業所の専任技術者の名称が変更されました。一般建設業：営業所技術者、特定建設業：特定営業所技術者

○ただし、以下の要件を満たす場合には、現場配置技術者への兼務が可能です。

(※現場配置技術者の専任特例との併用はできません。)

(1) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある建設工事

- ① 所属する営業所で契約締結した工事であること
- ② 兼ねる工事の現場数が1以下であること
- ③ 監理技術者又は主任技術者の兼務特例で示す①～⑦を満たしていること（[15. 現場配置技術者⑦](#)を参照ください）
- ④ 当該技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

(2) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（営業所と工事現場が近接している場合）

- ① 所属する営業所で契約締結した工事であること
- ③ 所属する営業所での職務が適正に遂行できる程度に近接した工事現場であること※
- ③ 所属する営業所と常時連絡が取れる状態であること
- ④ 当該技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

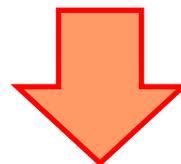
※近接に関して、距離等の一律の規定はありません。交通の便や地域性を踏まえて、適切にご判断ください。

(3) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（(2)の場合以外）

- ① (1)の要件を全てみたすこと

### 【現場代理人】

請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金額の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人



- 現場代理人は、施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者、監理技術者とは、全く別のものです。
- 建設業法では、現場代理人の選定は義務づけてはいません。  
但し、契約上のトラブルを無くす為に、現場代理人を選定した場合には、その権限などについて、発注者に通知することを義務づけています。（建設業法第19条の2）。
- 公共工事では、公共工事標準請負契約約款で常駐義務等を規定しています。  
また、現場代理人と主任技術者、監理技術者及び専門技術者は、兼ねることができると規定しています。

※現場代理人の要件等は建設業法で規定されておられませんので、確認が必要な場合は各注文者へご確認ください。

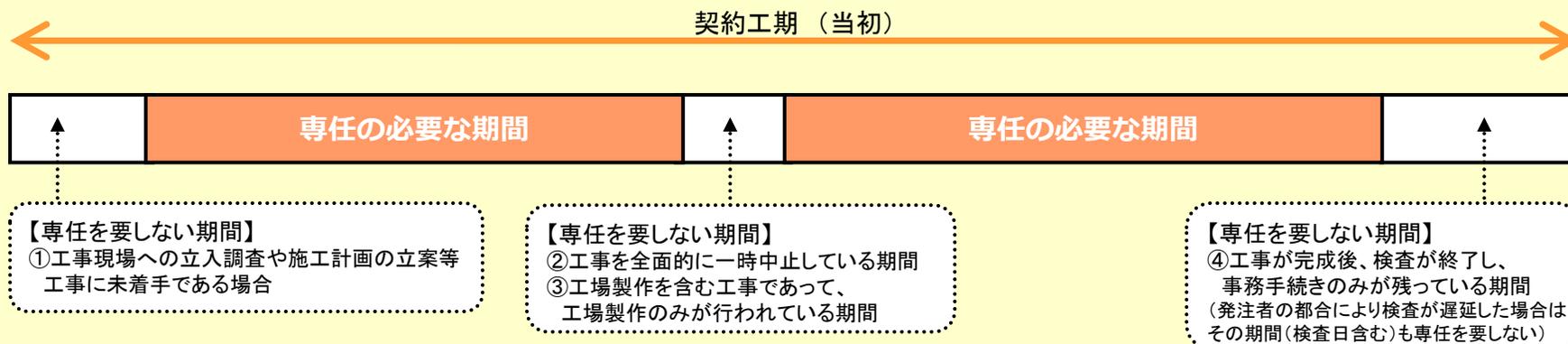
# 12. 現場配置技術者 ⑤-1 (専任配置期間①)

## ○「専任」で配置すべき期間

監理技術者制度運用マニュアル 三(3)

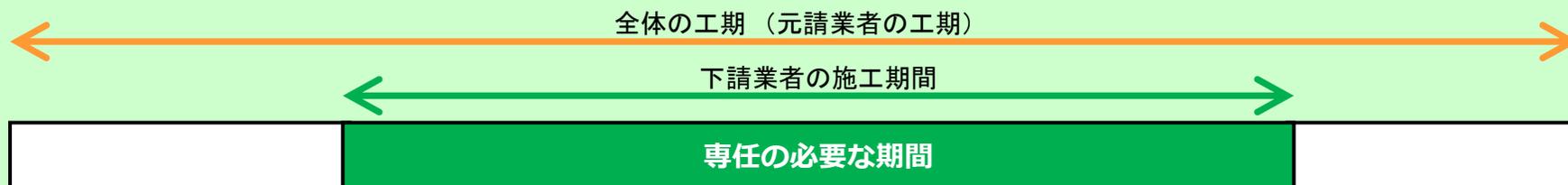
- 現場配置技術者に専任が求められる場合、元請業者の技術者は、基本的には契約工期がその専任設置期間となります。
- ただし、工事が行われていないことが明確な期間、あるいは、工場製作のみ行われている期間は、必ずしも専任設置を要しません。
- ！いずれの場合も、発注者との間で設計図書若しくは打合せ記録等の書面により、専任を要さない期間が明確にされていることが必要です。

元請業者



下請業者

- 下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、主任技術者の配置が専任で必要な期間は、下請工事が実際に施工されている期間となります。



- ！ 建設工事が三次まで下請負されている場合で、三次下請業者が施工を行っている場合は、一次下請業者と二次下請業者は、自らが直接施工する工事が無い場合であっても主任技術者を現場に専任で設置していなければなりません。

# 13. 現場配置技術者 ⑤-2 (専任配置期間②)

## 留意事項1

### 契約工期が重複する場合<例示>

元請業者

#### 【ケース1】 専任を要しない期間のみ重複した場合

※発注者との間で書面により、専任を要しない期間が明確にされていることが必要

工事①<工期>

専任の必要な期間

専任を要しない期間

工事②<工期>

専任を要しない期間

専任の必要な期間



#### 【ケース2】 専任の必要な期間に重複した場合

工事①<工期>

専任の必要な期間

専任を要しない期間

工事②で専任配置違反

工事②<工期>

工事①で専任配置違反

専任を要しない期間

専任の必要な期間



## 留意事項2

### 専任を要しない期間において、他の専任工事への従事を認める期間

#### 【元請業者の場合】

- 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により工事を全面的に一時中止をしている期間において、発注者の承諾(※)があれば、発注者が同一の他の工事(元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る)の専任の技術者として従事可能です。

#### 【下請業者の場合】

- 担当する下請工事が実際に施工されていない期間において、発注者、元請及び上位の下請の全ての承諾(※)があれば、発注者、元請及び上位の下請の全てが同一の他の工事(元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る)の専任の技術者として従事可能です。

※元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法について、発注者(、元請及び上位の下請の全て)の承諾を得る必要があります。

# 14. 現場配置技術者 ⑥ (複数現場の兼務特例)

建設業法第26条第3項  
建設業法施行令第27条第2項

国土交通省  
関東地方整備局  
建設部 建設産業第一課

## ○2以上の工事を同一の専任の主任技術者が兼任できる場合

建設業法施行令第27条第2項

○公共性のある工作物に関する重要な工事のうち密接な関連のある2以上の工事を同一の建設業者が同一の場所または近接した場所で施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。 (※専任の監理技術者は適用外です。)

### 従前の取扱い (H25.2.5より実施)

以下に該当する場合、同一の専任の主任技術者が原則2件程度の工事を管理することができる。

#### 密接な関係のある工事

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事

又は

施工にあたり相互に調整を要する工事

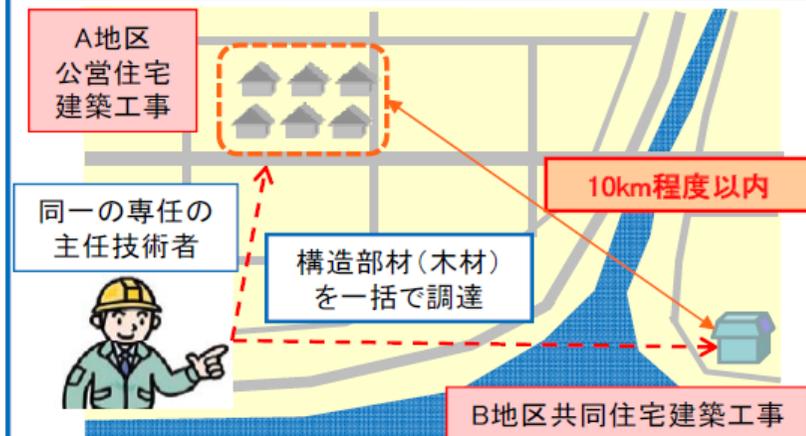
かつ

#### 近接した場所

工事現場の相互の間隔が5km程度

### H26.2より全国で適用

#### 要件の緩和 (\* 東日本大震災の被災地ではH25.9より適用)



#### 近接した場所

工事現場の相互の間隔が10km程度の場合も適用

#### 密接な関係のある工事

「施工にあたり相互に調整を要する工事」の適用範囲の弾力化【=例示の追加(建築工事でも適用)】

(例)・2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの  
・相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの

適用にあたっては、従来通り、安全や品質の確保等、各工事の適正な施工について、発注者が適切に判断することが必要

# 15. 現場配置技術者 ⑦（主任技術者又は監理技術者の兼務特例）

## ○2つの工事を同一の主任技術者又は監理技術者が兼務できる場合

建設業法第26条第3項

○主任技術者又は監理技術者は以下の要件を満たした場合に、専任を要する2現場の兼務が可能となります。（専任特例1号）  
**（※専任特例2号との併用はできません。）**

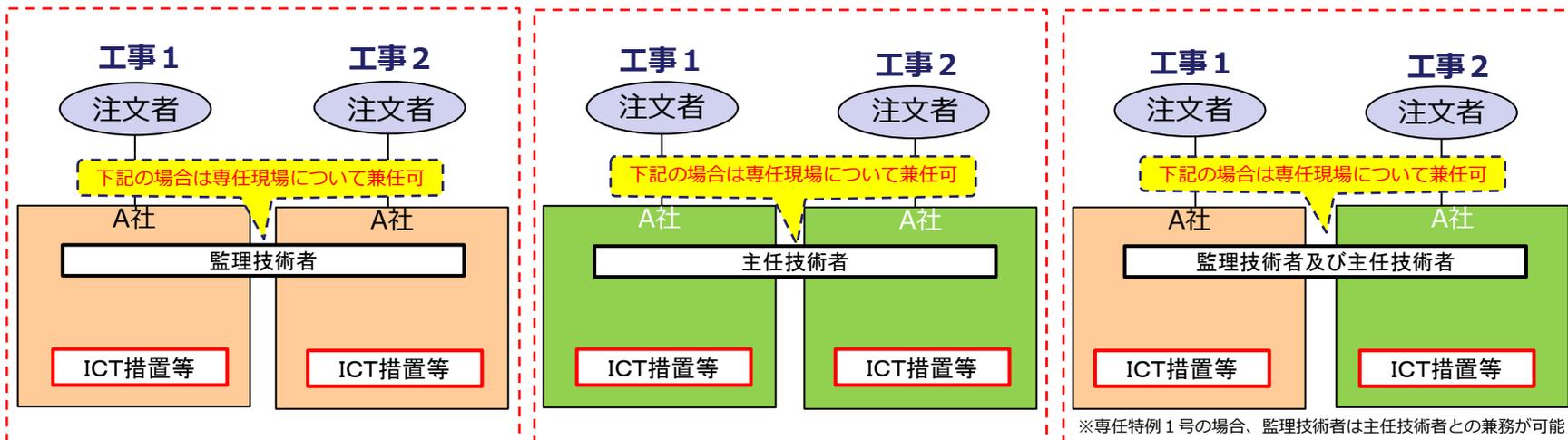
### 監理技術者又は主任技術者が兼務できる要件

R6.12から適用

- ① 各建設工事の請負代金の額が1億円未満（建築一式工事は2億円未満）であること
- ② 建設工事の現場間の距離が、一日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること
- ③ 当該建設業者が注文者となった下請け契約から数えて、下請次数が3次以内であること
- ④ 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（連絡員）を当該建設工事に配置していること※1
- ⑤ 当該工事現場の施工体制を確認できる情報通信技術の措置を講じていること
- ⑥ 人員の配置を示す計画書の作成及び現場に据置いていること※2
- ⑦ 当該工事現場以外の場所から現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること
- ⑧ 兼務する工事の数が2を超えないこと

※1 土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者を配置。

※2 電磁的記録媒体による措置も可能。当該計画書は、帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。  
計画書参考様式：[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_const\\_tk1\\_000001\\_00038.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00038.html)



# 16. 現場配置技術者 ⑧ (監理技術者の兼務特例)

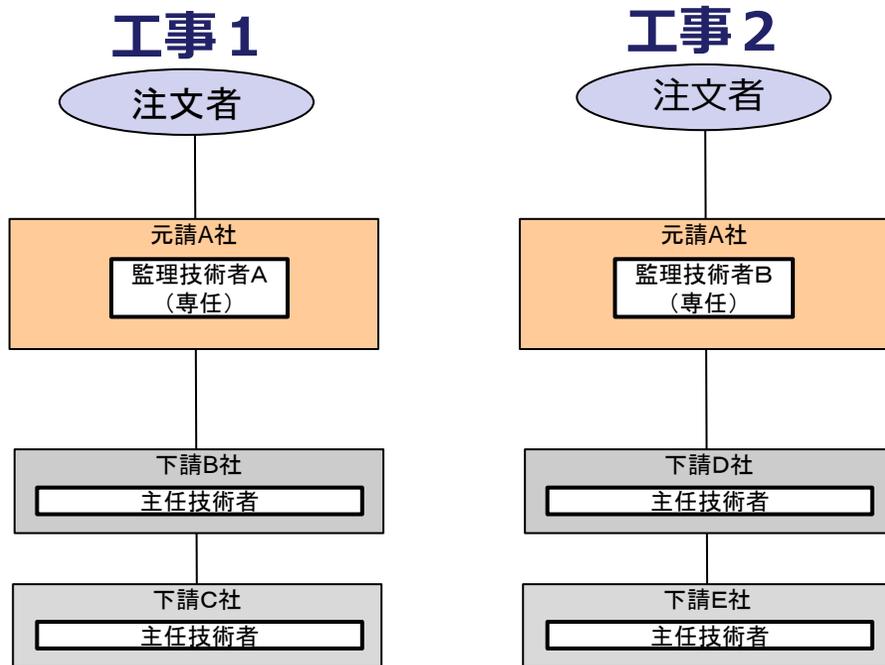
## ○2つの工事を同一の監理技術者が兼務できる場合

建設業法第26条第3項

- 監理技術者の職務を補佐する者を工事現場に専任で配置した場合には、監理技術者は2現場の兼務が可能となります。  
(専任特例2号)  
(※専任特例1号との併用はできません。)
- 監理技術者は兼務が可能となるが、監理技術者は建設工事を適正に実施するため、**当該建設工事の施工計画の作成、工程管理・品質管理その他の技術管理**といった業務を引き続き担っています。

### 【監理技術者が現場に専任する場合】

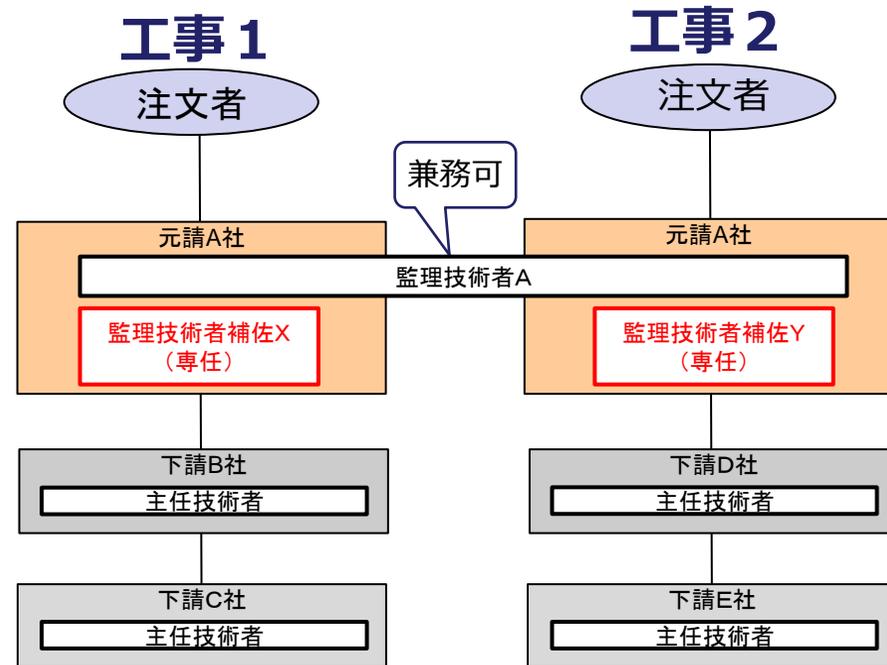
- ・建設工事の請負代金の額が4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）以上である場合については、監理技術者は現場に専任の者でなければなりません。



### 【監理技術者が2現場を兼務する場合】

R2.10から適用

- ・監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置いた場合には、監理技術者の兼務が認められます (当面2現場)。
- ・政令で定める者は、主任技術者の要件を有する者のうち、1級技士補※の資格を持つ者とします。※技術検定制度の見直しはR3.4から適用



# 17. 現場配置技術者 ⑨ (特定専門工事)

建設業法第26条の3、建設業法施行令第30条

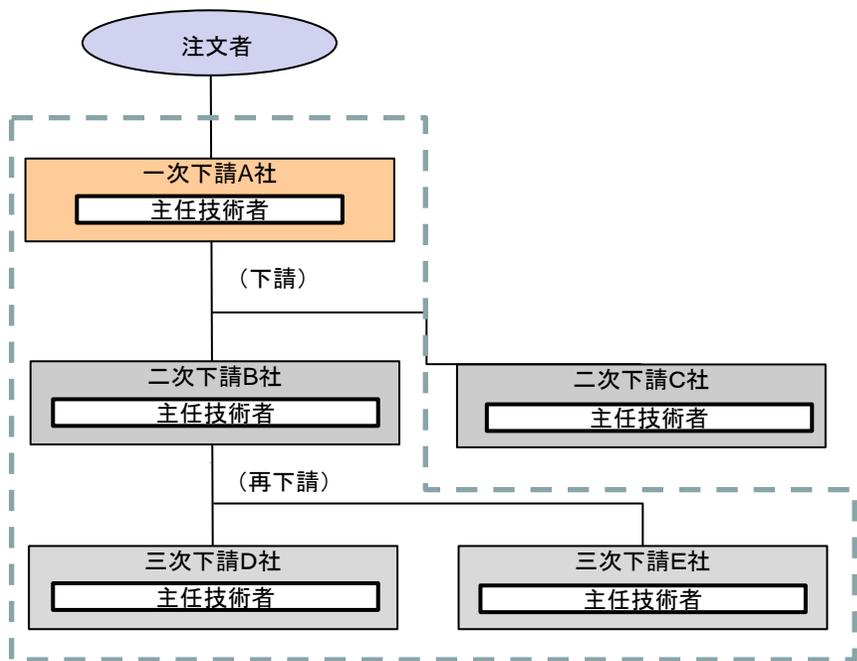
国土交通省  
関東地方整備局  
建政部 建設産業第一課

## 留意事項7

## 工事現場に主任技術者を配置することを要しない場合

### 【全ての下請負人が技術者を配置する場合】

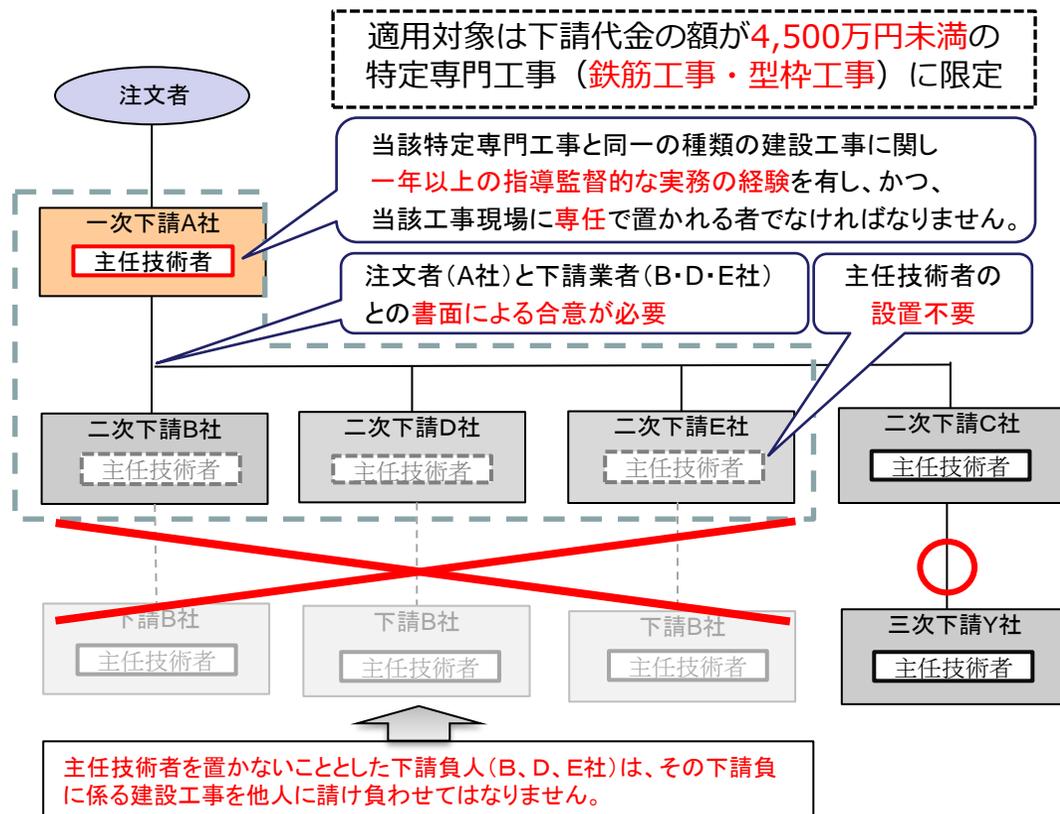
本来であれば一次下請A社が配置する主任技術者による技術上の施工管理のみで適正施工が確保される場合であっても、**第26条の規定により全ての二次下請、三次下請 (B~E社) がそれぞれ主任技術者を配置することが必要。**



一次下請 A 社の直用の労働者が不足しており、その不足を補うため同様の建設工事の内容を B 社に再下請。  
(B社でも足りない場合はさらにD社、E社にも再下請)

### 【特定専門工事を適用した場合】 R2.10から適用

一次下請A社及び二次下請B・D・E社は、**合意によりA社が配置する主任技術者が、その行うべき技術上の施工管理と併せて、本来であればB・D・E社の主任技術者が行うべき技術上の施工管理を行うこととしたときは、B・D・E社は主任技術者を配置することを要しないこととします。**



## 効果

元請負人：自社施工分を超える業務量に対応しやすくなる  
下請負人：受注の機会を確保しやすくなる

+ 建設業における重層下請構造の改善に寄与

# 18. 現場配置技術者 ⑩ (監理技術者資格者証)

建設業法第26条  
第5項、第6項

国土交通省  
関東地方整備局  
建政部 建設産業第一課

- 元請業者が工事現場に専任で配置する監理技術者は、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、「監理技術者資格者証」の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者の中から選任しなければなりません。(法第26条第5項)
- また、この第26条第5項の規定により選任された監理技術者は、発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証を提示しなければなりません。(法第26条第6項)

## 監理技術者資格者証が必要となる工事 ※下表 部分

建設業法上の許可区分	技術者の専任制	下請契約金額の総額	配置技術者	資格者証の必要性
特定建設業	公共性のある工作物に関する工事等で、請負代金の額が4,500万円以上※ ※建築一式工事の場合は9,000万円以上	5,000万円以上 (建築一式の場合は8,000万円以上)	監理技術者	専任の監理技術者のときに必要
		5,000万円未満 (建築一式の場合は8,000万円未満)	主任技術者	不要

### ※平成28年6月1日より監理技術者資格者証が統合

講習修了者が資格者証裏面に修了履歴ラベルを貼付  
または、  
資格者証更新時等に修了情報を確認出来た場合は、  
監理技術者資格者証の裏面に、修了履歴が印字される  
こととなります。

(表面)

氏名	年 月 日 生			
住所				
写 真	初回交付	年 月 日	交付	年 月 日
	交付番号	第	号	
	監 理 技 術 者 資 格 者			
	令和 年 月 日 まで有効			
国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者			印	
所属建設業	許可番号			
有する資格				
建設業の種類	土建大左と石風電管夕鋼筋舗しゆ板ガ監防内機絶通團井且水消消解			
有・無				

(裏面)

監理技術者講習修了履歴	修了証番号:第	号	修了年月日:
	氏名:	生年月日:	
	講習実施機関名:		印
資格者証備考	-----		
	-----		
	-----		
	-----		

# 19. 現場配置技術者 ⑪ (技術者制度の概要)

建設業法第26条、第26条の2

国土交通省  
関東地方整備局  
建政部 建設産業第一課

## 技術者制度の概要 (現場配置技術者に求められる資格一覧)

許可を受けている業種		指定建設業 (7業種)		その他 (左記以外の22業種)					
		土木一式、建築一式、管、鋼構造物、舗装、電気、造園		大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体					
許可の種類		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業		
元請工事における下請発注金額の合計		5,000万円※ <sup>1</sup> 以上	5,000万円※ <sup>1</sup> 未満	5,000万円※ <sup>1</sup> 未満 * 5,000万円以上は契約不可	5,000万円※ <sup>1</sup> 以上	5,000万円※ <sup>1</sup> 未満	5,000万円※ <sup>1</sup> 未満 * 5,000万円以上は契約不可		
現場配置の技術者制度	工事現場に置くべき技術者	<b>監理技術者及び監理技術者補佐</b>		<b>主任技術者</b>		<b>監理技術者及び監理技術者補佐</b>		<b>主任技術者</b> (特定専門工事の下請負人は配置不要)	
	技術者の資格要件	①1級国家資格者 ②国土交通大臣特別認定者 ③1級技士補 (監理技術者補佐のみ)		①1・2級国家資格者 ②登録基幹技能者等 ③指定学科+実務経験 (3年または5年) ④実務経験 (10年)		①1級国家資格者 ②指導監督的な実務経験 ③1級技士補 (監理技術者補佐のみ)		①1・2級国家資格者 ②登録基幹技能者等 ③指定学科+実務経験 (3年または5年) ④実務経験 (10年) ※ <sup>3</sup>	
	監理技術者資格者証及び講習の必要性	現場専任が求められる工事で必要 (監理技術者のみ)		-		現場専任が求められる工事で必要 (監理技術者のみ)		-	
	技術者の現場専任	監理技術者・特定専門工事以外の主任技術者：公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であって、請負金額が4,500万円※ <sup>2</sup> 以上となる工事 監理技術者補佐・特定専門工事の主任技術者：配置される全ての工事							

※1：建築一式工事の場合 8,000万円

※2：建築一式工事の場合 9,000万円

※3：特定専門工事の主任技術者の場合、特定専門工事に関し1年以上の指導監督的な実務経験が必要

## 留意事項 専門技術者の設置

○土木工事業や建築工事業の建設業者が、元請として一式工事を施工する場合で、その一式工事の中に他の専門工事も含まれているときは、それぞれの専門工事について主任技術者の資格を持っている者 (⇒専門技術者) を工事現場に置かなければなりません。

元請として配置する一式工事の主任技術者又は監理技術者が、その専門工事に関する主任技術者の資格を持っているときは、その者が専門技術者も兼ねる。

又は

元請として配置する一式工事の主任技術者又は監理技術者とは別に、同じ会社の中で他にその専門工事に関する主任技術者の資格を持っている者を専門技術者として置く。

又は

その専門工事について建設業の許可を受けている専門工事業者に下請けする。

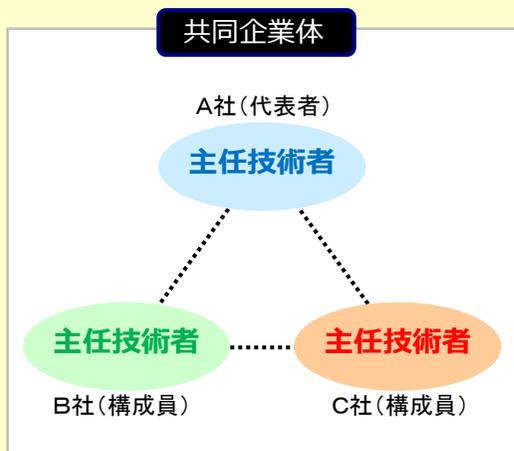
※附帯工事の施工に際しても同様の取扱い (設置) となります。 【建設業法第26条の2第2項】

## 20. 共同企業体①（ジョイントベンチャー、JVの形態）

	特定JV（特定建設工事共同企業体）	経常JV（経常建設共同企業体）
JVの形態	<ul style="list-style-type: none"><li>○特定の工事の施工を目的として、工事ごとに結成</li><li>○工事完成後又は工事を受注できなかった場合は解散</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○中小・中堅建設業者が、継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化する目的で結成</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>○対象となる工事は、大規模で技術的難易度の高い工事</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○発注機関の入札参加資格申請時に経常JVとして結成し、単体企業と同時に一定期間、有資格者として登録</li></ul>
代表者と出資比率	<ul style="list-style-type: none"><li>○共同企業体運用準則では、代表者は施工能力の大きい者で、出資比率は構成員中最大</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○共同企業体運用準則では、代表者及び出資比率は構成員が自主的に決定</li></ul>
	甲型JV（共同施工方式）	乙型JV（分担施工方式）
施工方式	<ul style="list-style-type: none"><li>○全構成員が、各々あらかじめ定めた出資割合に応じて、資金・人員・機械等を拠出して、一体となって工事を施工する方式</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○各構成員間でJVで請け負った工事をあらかじめ工区に分割して、各構成員はそれぞれが担当する工区の工事を責任を持って施工する方式</li></ul>

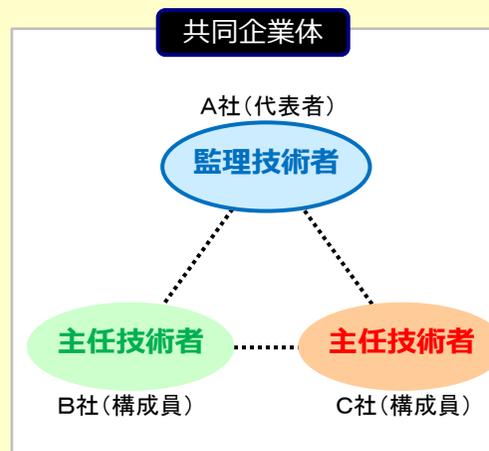
# 21. 共同企業体② (JVにおける技術者配置)

## 甲型JV / 下請代金の総額が5,000万円未満の場合



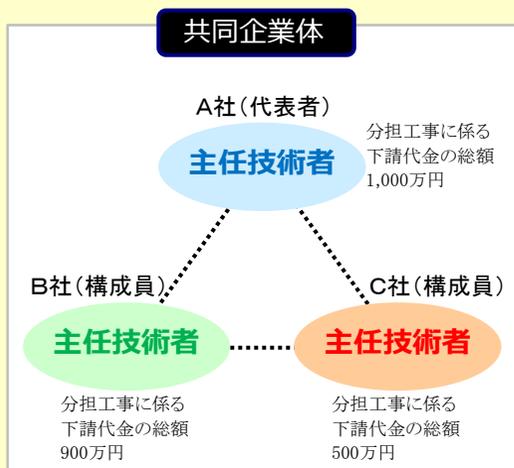
- ①全ての構成員が主任技術者を配置
  - ◆ 共同企業体運用準則では、JV工事の主任技術者は国家資格を有する者とすべき旨と規定
- ②発注者から請け負った建設工事の額が4,500万円※以上の場合は、全ての主任技術者が当該工事に専任
  - ※建築一式の場合は9,000万円

## 甲型JV / 下請代金の総額が5,000万円以上の場合



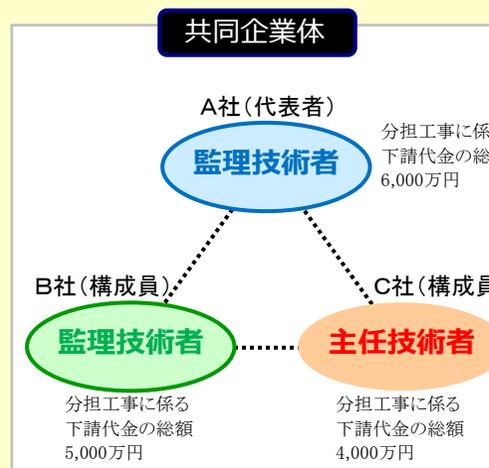
- ①構成員のうち1社※が監理技術者、ほかの構成員が主任技術者を配置
  - ※ 通常は代表者
  - ◆ 共同企業体運用準則では、JV工事の主任技術者は国家資格を有する者とすべき旨と規定
- ②監理技術者及び主任技術者は当該工事に専任

## 乙型JV / 分担工事に係る下請代金の総額が5,000万円未満の場合



- ①全ての構成員が主任技術者を配置
  - ◆ 共同企業体運用準則では、JV工事の主任技術者は国家資格を有する者とすべき旨と規定
- ②分担施工に係る請負代金の額が4,500万円※以上の場合は、当該主任技術者は当該工事に専任
  - ※建築一式の場合は9,000万円

## 乙型JV / 分担工事に係る下請代金の総額が5,000万円以上の場合



- ①分担工事に係る下請代金の総額が5,000万円以上となった建設業者は監理技術者を、その他の建設業者は主任技術者を配置
- ②分担施工に係る請負代金の額が4,500万円※以上の場合は、当該監理技術者及び主任技術者は当該工事に専任
  - ※建築一式の場合は9,000万円

※上記は、地域維持型建設共同企業体を除く土木一式工事の例です。 建築一式工事の場合は、5,000万円を8,000万円に読み替えて下さい。

# 22. 特定建設業者の責務

○特定建設業者のうち、発注者から直接建設工事を請け負って元請業者として施工に当たるときは、その工事に参加する下請負人に対する指導義務等が課されます。

○具体には、  
下請業者が建設業法や工事の施工に関する法令、工事に従事する労働者の使用に関する法令に違反しないよう、指導に努めること等があります。

!ここでいう下請業者は、**一次下請業者だけでなく、工事に携わる全ての下請業者が対象**です。

## <元請となる特定建設業者の責務>

- ①現場での法令遵守指導の実施
- ②下請業者の法令違反に対する是正指導
- ③下請業者が是正しないときの許可行政庁へ通報

## 指導すべき法令の規定

対象法律	内 容
建設業法	下請負人の保護に関する規定、技術者の配置に関する規定等、本法のすべての規定が対象となりますが、特に次の項目には注意して下さい。 ① 建設業の許可 (3条) ② 請負契約の書面締結 (19条) ③ 一括下請負の禁止 (22条) ④ 下請代金の支払 (24条の3、24条の6) ⑤ 検査及び確認 (24条の4) ⑥ 主任技術者・監理技術者の設置等 (26条、26条の2)
建築基準法	① 違反建築の施工停止命令等 (9条1項・10項) ② 危害防止の技術基準等 (90条)
宅地造成及び特定盛土等規制法	① 設計者の資格等 (13条) ② 宅地造成工事の防災措置等 (20条2項~4項) ③ 設計者の資格等 (31条) ④ 特定盛土規制区域内工事の減災措置等 (39条2項~4項)
労働基準法	① 強制労働等の禁止 (5条) ② 中間搾取の排除 (6条) ③ 賃金の支払方法 (24条) ④ 労働者の最低年齢 (56条) ⑤ 年少者、女性の坑内労働の禁止 (63条、64条の2) ⑥ 安全衛生措置命令 (96条の2第2項、96条の3第1項)
職業安定法	① 労働者供給事業の禁止 (44条) ② 暴行等による職業紹介の禁止 (63条1号、65条9号)
労働安全衛生法	危険・健康障害の防止 (98条1項)
労働者派遣法	建設労働者の派遣の禁止(4条1項)

# 23. 一括下請負(丸投げ)の禁止 ①

一括下請負は、

- ◆ 発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切ることになります。
- ◆ 施工責任が曖昧になり、手抜工事や労働条件の悪化にも繋がります。
- ◆ 中間搾取を目的とした施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招きます。

ですので、

**建設業法では、  
一括下請負を禁止しています。**

**！ 公共工事は全面禁止**

**！ 民間工事も原則禁止**

※公共工事での一括下請負は、入契法第14条の規定により、全面的に禁止されています。

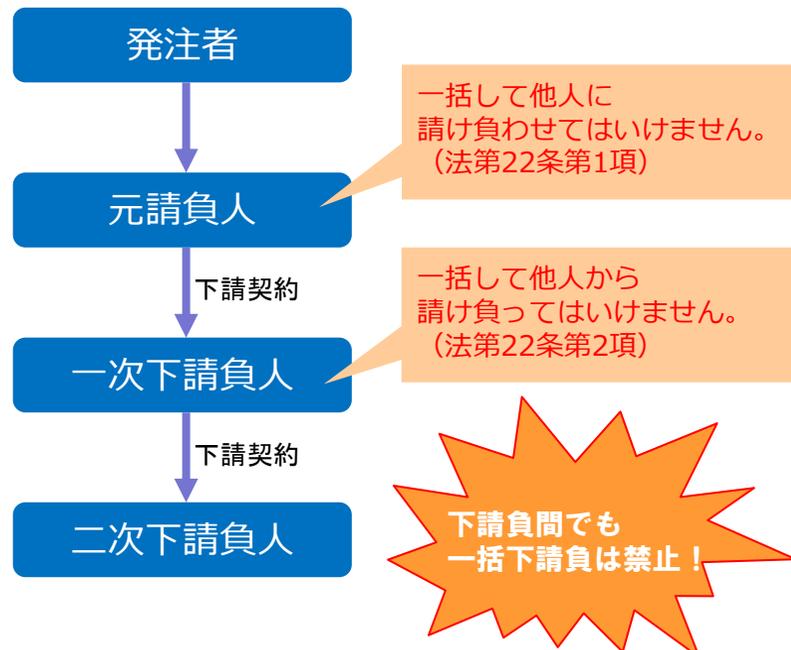
※民間工事は、発注者の書面による事前承諾がある場合を除き、禁止されています。  
ただし、共同住宅を新築する工事等、一定の民間工事では、全面禁止されています。

## 一括下請負(丸投げ)とは

- 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他人に請け負わせる場合
- 請け負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他人に請け負わせる場合

であって、

**請け負わせた側がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められないものが該当します。**



# 24. 一括下請負(丸投げ)の禁止 ②

建設業法第22条

国土交通省  
関東地方整備局  
建設部 建設産業第一課

○「**実質的に関与**」とは、自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うことをいいます。元請・下請それぞれの具体的な役割は、以下のとおりです。

①元請（発注者から直接請け負った者）が果たすべき役割		②下請（①以外の者）が果たすべき役割	
⇒ 元請は、以上の事項を <b>全て</b> 行うことが求められる		⇒ 下請は、以上の事項を <b>主として</b> 行うことが求められる	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成</li> <li>○下請負人の作成した施工要領書等の確認</li> <li>○設計変更等に応じた施工計画書等の修正</li> </ul>	施工計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成</li> <li>○下請負人が作成した施工要領書等の確認</li> <li>○元請負人等からの指示に応じた施工要領書等の修正</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○請け負った建設工事全体の進捗確認</li> <li>○下請負人間の工程調整</li> </ul>	工程管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○請け負った範囲の建設工事に関する進捗確認</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○請け負った建設工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立会確認</li> </ul>	品質管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○請け負った範囲の建設工事に関する立会確認（原則）</li> <li>○元請負人への施工報告</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全確保のための協議組織の設置及び運営、作業場所の巡視等、請け負った建設工事全体の労働安全衛生法に基づく措置</li> </ul>	安全管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○協議組織への参加、現場巡回への協力等、請け負った範囲の建設工事に関する労働安全衛生法に基づく措置</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等、法令遵守や職務遂行の確認</li> <li>○現場作業に係る実地の総括的技術指導</li> </ul>	技術的指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守</li> <li>○現場作業に係る実地の技術指導*</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○発注者等との協議・調整</li> <li>○下請負人からの協議事項への判断・対応</li> <li>○請け負った建設工事全体のコスト管理</li> <li>○近隣住民への説明</li> </ul>	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○元請負人との協議*</li> <li>○下請負人からの協議事項への判断・対応*</li> <li>○元請負人等の判断を踏まえた現場調整</li> <li>○請け負った範囲の建設工事に関するコスト管理</li> <li>○施工確保のための下請負人調整</li> </ul>	

※下請が、自ら請けた工事と同一の種類の仕事について、単一の建設企業と更に下請契約を締結する場合に必須とする事項

実質的に施工に携わらない企業を施工体制から排除し、不要な重層化を回避するため、一括下請負の禁止に係る判断基準の明確化を図る必要

（中建審・社整審 産業分科会 建設部会 基本問題小委員会「中間とりまとめ（H28.6.22）」）



【通達発出】

一括下請負の禁止について（H28.10.14付け）

※同日付け事務連絡にて、業界団体あてに事例集も送付

# 25. 施工体制台帳と施工体系図の作成等

建設業法第24条の8  
入契法第15条

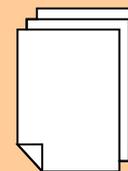
国土交通省  
関東地方整備局  
建設部 建設産業第一課

## 施工体制の的確な把握によって、建設工事全体の適正施工に努める必要

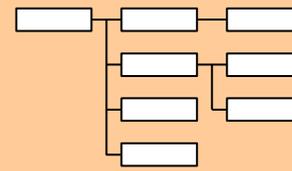
- 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者である元請業者は、その工事を施工するに際して締結した下請契約の総額※が**5,000万円**（建築一式工事については**8,000万円**）以上になる場合、**施工体制台帳と施工体系図の作成**が義務付けられています。（法第24条の8）

※建設工事に該当しない資材納入、調査業務、運搬業務、警備業務などの契約金額は含みません。

元請：特定建設業者が、**5,000万円**（建築一式**8,000万円**）以上を下請契約を締結するとき



施工体制台帳



施工体系図

### 施工体制台帳

建設業法第24条の8第1項  
入札契約適正化法第15条

- 公共工事・民間工事を問わず**、作成の必要があります。
- 作成義務があるのは、下請契約の総額が5,000万円※以上となる特定建設業者である元請業者です。  
※ 建築一式工事については8,000万円
- 公共工事**については、入札契約適正化法の規定により、**下請契約の額にかかわらず、台帳作成が必要**です。また、作成した台帳の写しは、発注者への提出が義務付けられています。【入契法第15条】  
※システム等(CCUC等)で直接発注者が施工体制台帳を参照できる場合には、提出が免除されます。詳細は各発注者へお問い合わせください。
- ※ 民間工事については、発注者からの請求に基づき、施工体制台帳を閲覧に供しなければなりません。
- 工事目的物を発注者に引き渡すまでの間、**工事現場ごとに備え付ける**ことが義務付けられています。  
→その後は一部抜粋したものを5年間保存（関連：39.帳簿の備付けと保存）

### 施工体系図

建設業法第24条の8第4項

- 作成義務があるのは、施工体制台帳の作成義務のある建設業者です。
- 各下請負人の施工分担関係が一目で分かるように作成する図になります。
- 工期中の**掲示**が義務付けられています。  
【公共工事】工事現場の工事関係者が見やすい場所  
公衆の見やすい場所  
【民間工事】工事関係者が見やすい場所

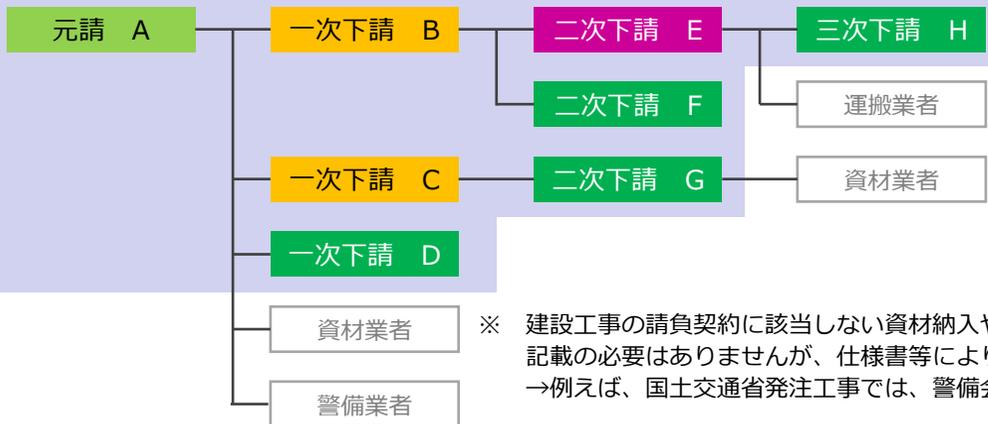
# 26. 施工体制台帳の作成① (記載対象となる下請負人)

建設業法第24条の8  
建設業法施行規則第14条の2

国土交通省  
関東地方整備局  
建設部 建設産業第一課

- 「建設工事の請負契約」における全ての下請負人が施工体制台帳の記載対象となります。 ※無許可業者も含まれます。
- 一次下請だけでなく、二次下請、三次下請等も記載対象です。

## 施工体制台帳の作成範囲



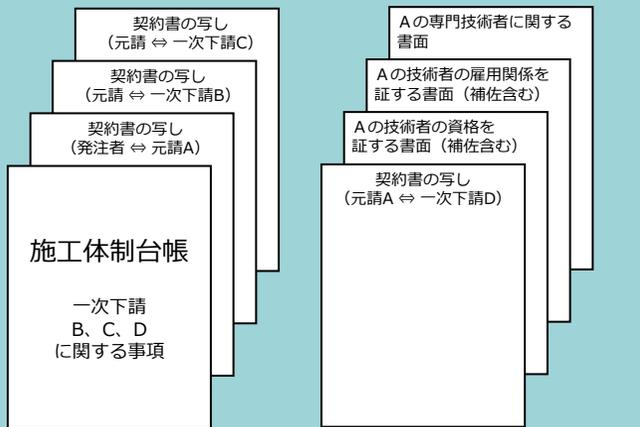
- 一次下請業者に対し、施工体制台帳作成対象工事である旨を通知
- 二次下請業者に対し、施工体制台帳作成対象工事である旨を通知するとともに、元請業者（作成建設業者）に対し、再下請負通知書を提出
- 三次下請業者に対し、施工体制台帳作成対象工事である旨を通知するとともに、元請業者（作成建設業者）に対し再下請負通知書を提出
- 施工体制台帳作成対象工事である旨の通知及び再下請負通知書の提出義務なし（再下請負していないため）

※ 建設工事の請負契約に該当しない資材納入や調査業務、運搬業務などにかかる下請負人等については、建設業法上は記載の必要はありませんが、仕様書等により発注者が記載を求めているときは記載が必要となる場合もあります。  
→例えば、国土交通省発注工事では、警備会社との契約について共通仕様書により記載を求めています。

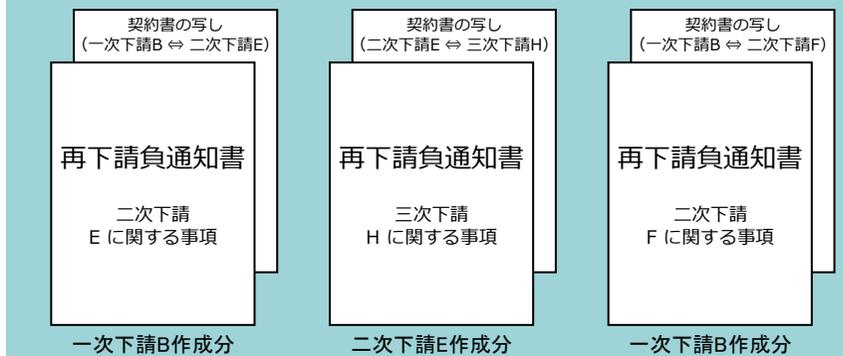
## 施工体制台帳の構成

- ①元請業者と一次下請業者の記載事項と添付書類
- ②再下請負通知の記載事項と添付書類

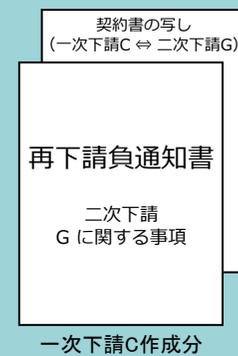
### 元請A 作成分



### 一次下請B関係



### 一次下請C関係



※一次下請業者D、二次下請業者F、二次下請業者G、三次下請業者Hは、再下請負していないため、再下請負通知書の提出義務なし

# 27. 施工体制台帳の作成②（記載内容と添付書類）

建設業法第24条の8  
建設業法施行規則第14条の2

国土交通省  
関東地方整備局  
建政部 建設産業第一課

○施工体制台帳には、作成建設業者の許可に関する事項、請け負った建設工事に関する事項、下請負人に関する事項、健康保険等の加入状況、外国人建設就労者の従事状況等を記載しなければなりません。

## 施工体制台帳に記載すべき内容 (建設業法施行規則第14条の2第1項)

### 【元請負人に関する事項】

- 建設業許可の内容 ※すべての許可業種
- 健康保険等の加入状況
- 建設工事の名称・内容・工期
- 発注者との契約内容（発注者の商号、契約年月日等）
- 発注者が置く監督員の氏名等
- 元請業者が置く現場代理人の氏名等
- 配置技術者の氏名、資格内容、専任・非専任の別
- 従事する者の氏名等
- 外国人材の従事状況

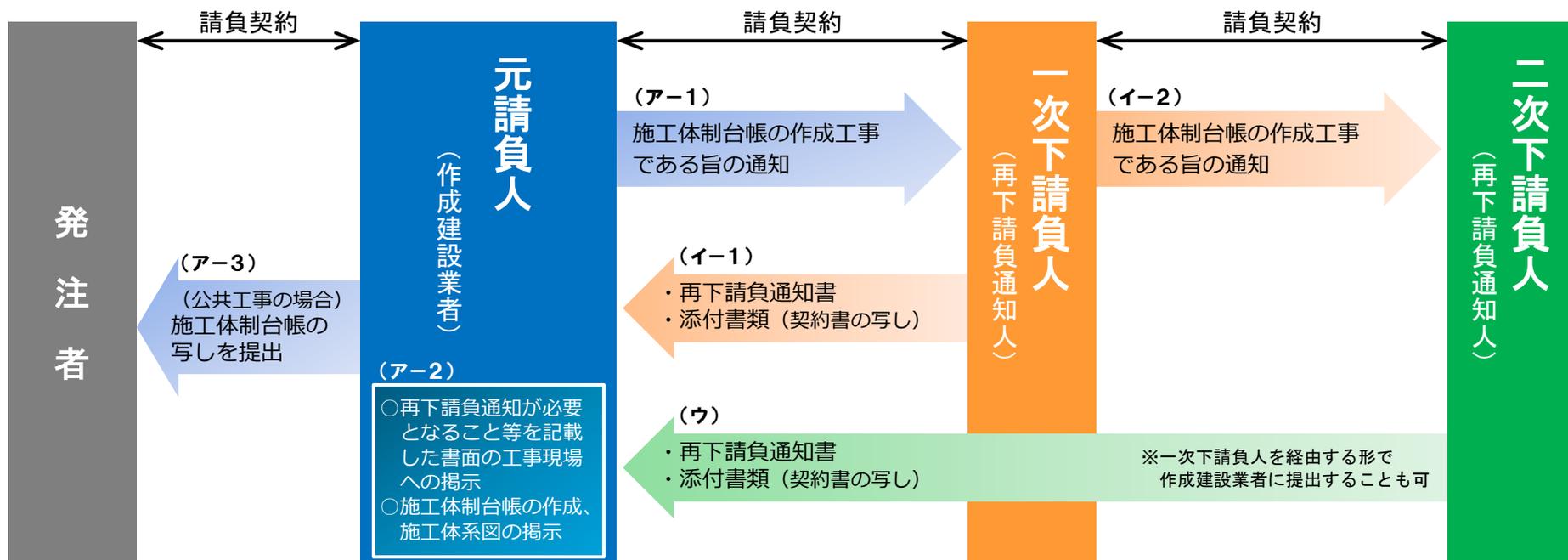
### 【下請負人に関する事項】

- 商号・住所
- 建設業許可の内容 ※請け負った工事に係る許可業種
- 健康保険等の加入状況
- 下請契約した工事の名称・内容・工期
- 下請契約の締結年月日
- 注文者が置く監督員の氏名等
- 現場代理人の氏名等
- 配置技術者の氏名、資格内容、専任・非専任の別
- 従事する者の氏名等
- 外国人材の従事状況

## 施工体制台帳に添付すべき書類 (建設業法施行規則第14条の2第2項)

- 発注者との契約書の写し
- 下請負人が注文者との間で締結した契約書の写し  
(注文・請書及び基本契約書又は約款等の写し)  
※民間工事の場合で、作成建設業者が注文者となる下請契約以外の下請契約については、請負代金額を除いたもの  
(元請⇄一次間の契約書には請負代金額の記載が必要です)
- 元請負人の配置技術者が監理技術者資格を有することを証する書面  
※現場配置の専任を要する工事のときは、監理技術者資格者証の写しに限る
- 監理技術者補佐を置くときは、監理技術者補佐資格を有することを証する書面
- 専門技術者を置いた場合は、その者の資格を証明できるものの写し（国家資格等の技術検定合格証明書等の写し）
- 監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者の雇用関係を証明できるものの写し（健康保険証等の写し）

# 28. 施工体制台帳の作成③（作成手順）



## (ア) 元請負人【作成建設業者】

< 一次下請締結後 >

- 元請業者である建設業者は、作成建設業者に該当することとなったとき、遅滞なく、一次下請人に対し、施工体制台帳の作成対象工事である旨の通知を行う【上図ア-1】とともに、工事現場の見やすい場所にその旨が記載された書面（再下請負通知書の書面案内）を掲示【上図ア-2】し、施工体制台帳と施工体系図を整備します【上図ア-3】。

## (イ) 一次下請負人

< 二次下請締結後 >

- 一次下請人は、作成建設業者に対して、再下請負通知書（添付資料である請負契約書の写しを含む）を提出する【上図イ-1】とともに、二次下請負人に施工体制台帳の作成対象工事である旨の通知を行います【上図イ-2】。
- 作成建設業者は、一次下請負人から提出された再下請負通知書により、又は自ら把握した情報に基づいて施工体制台帳と施工体系図を整備します。

## (ウ) 二次下請負人

< 三次下請締結後 >

- 二次下請人は、作成建設業者に対して、再下請負通知書（添付資料である請負契約書の写しを含む）を提出する【上図ウ】（一次下請負人を經由して提出することも差し支えありません。）とともに、三次下請負人に施工体制台帳の作成対象工事である旨の通知を行います。
- 作成建設業者は、二次下請負人から提出された再下請負通知書若しくは自ら把握した情報に基づいて記載する方法又は再下請負通知書を添付する方法のいずれかによって、施工体制台帳と施工体系図を整備します。

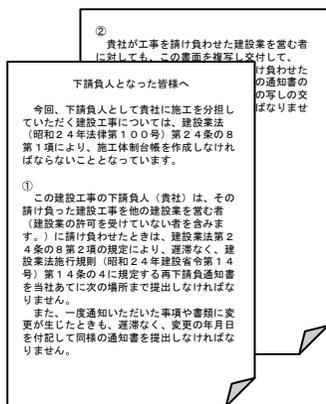
# 29. 施工体制台帳の作成④（関係者への周知）

建設業法施行規則第14条の3  
監理技術者制度運用マニュアル

国土交通省  
関東地方整備局  
建政部 建設産業第一課

○施工体制台帳の作成対象工事であることを、  
工事関係者に周知しましょう。

## 書面通知



通知を行う者  
→ すべての建設業者

下請に工事を発注する際、  
以下内容を書面で通知

- 元請業者の名称
- 再下請負通知が必要な旨



## 下請業者への書面通知例

下請負人となった皆様へ

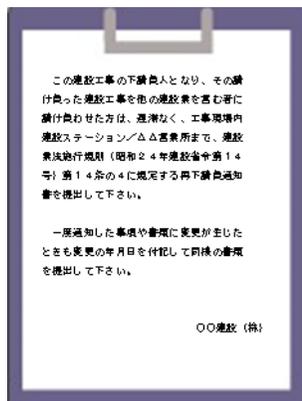
今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事につ  
いては、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の8第1項の規定により、  
施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

この建設工事の下請負人（貴社）は、その請け負ったこの建設工事を  
他の建設業を営む者（建設業の許可を受けていない者を含みます。）に  
請け負わせたときは、

- ① 建設業法第24条の8第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規  
則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書  
を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通  
知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年  
月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。
- ② 貴社が工事を請け負わせた建設業を営む者に対しても、この書面を  
複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、  
作成建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面  
の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成特定建設業者の商号 ○○建設（株）  
再下請負通知書の提出場所 工事現場内建設ステーション／△△営業所

## 掲示



掲示を行う者  
→ 元請業者

現場内の見やすい場所に  
再下請通知書の提出案内  
を掲示する。



## 現場への掲示文例

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設  
業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーシ  
ョン／△△営業所まで、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第  
14条の4に規定する再下請負通知書を提出してください。

一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記し  
て同様の書類を提出してください。

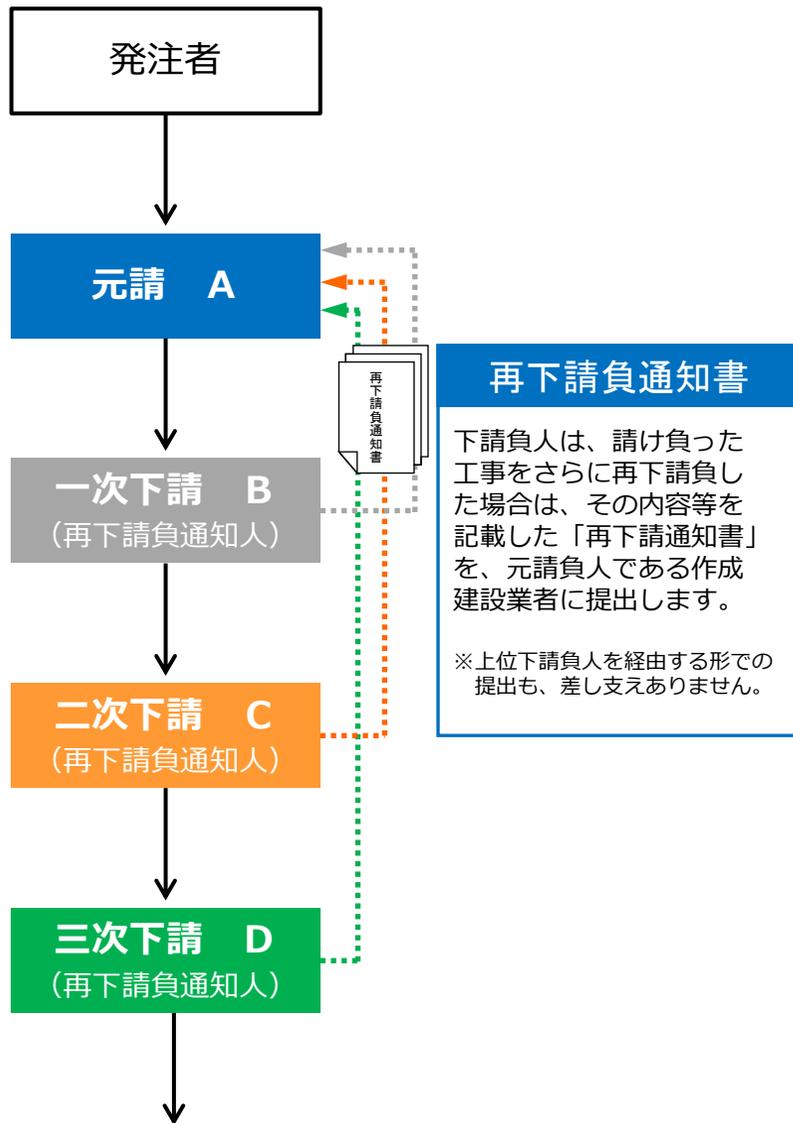
○○建設（株）

# 30. 再下請負通知書

建設業法第24条の8第2項  
建設業法施行規則第14条の4

国土交通省  
関東地方整備局  
建設部 建設産業第一課

○施工体制台帳の作成対象工事では、下請負人は、さらにその工事を再下請負した場合、元請負人である特定建設業者に対して「再下請負通知書」を提出しなければなりません。



## 再下請負通知書の内容

左の施工体系において、二次下請のCが元請Aに提出する場合の例

① 自社に関する事項	◆Cの商号、所在地、許可番号
② 自社が注文者と締結した請負契約に関する事項	◆CがBから請け負った工事の名称 ◆注文者であるBの商号 ◆Bと下請契約を締結した年月日
③ 自社が下請契約を締結した再下請負人に関する事項 (注)	◆Dの商号、所在地、許可番号 ◆Dに請け負わせた工事に係るDの許可業種
④ 自社が再下請負人と締結した請負契約に関する事項 (注)	◆Dに発注した工事の名称、内容、工期 ◆C・D間での下請契約の締結年月日 ◆Cが監督員を置くときは、その者の氏名等 ◆Dが現場代理人を置くときは、その者の氏名等 ◆Dの主任技術者の氏名、専任・非専任の別、資格 ◆Dが主任技術者以外に専門技術者を置くときは、その者の氏名、資格、担当工事の内容 ◆Dの従事する者の氏名等
⑤ 健康保険等の加入状況 (健康保険・厚生年金保険・雇用保険)	◆Dの健康保険等への加入状況
⑥ 外国人材の従事状況	◆Dにおける外国人材の従事状況

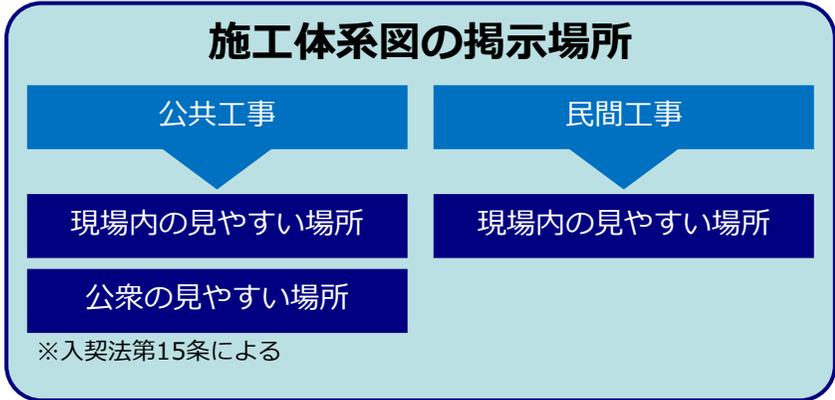
(注) 添付書類 [請負契約書の写し] に記載されている事項は、再下請通知書への記載が省略できます。

# 31. 施工体系図の作成と掲示

建設業法第24条の8第4項  
建設業法施行規則第14条の6

国土交通省  
関東地方整備局  
建設部 建設産業第一課

○施工体制台帳の作成対象工事では、各下請負人の施工分担関係が一目で分かるように、施工体制台帳をもとに樹上図等の形で示す「施工体系図」を作成し、掲示しなければなりません。



！施工体系図は、工事の期間中の掲示が義務付けられています。

！工事の進行によって表示すべき下請業者に変更があった場合は、速やかに施工体系図の表示も変更しなければなりません。

！デジタルサイネージ等を活用した施工体系図の掲示も可能です。条件などは国土交通省通達「施工体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について」（令和4年1月27日 国不建第446号）をご参照ください。

# <イメージ> 施工体制台帳【作成例】

## 施工体制台帳の記入例

施工体制台帳を作成又は変更した年月日を記入  
令和6年4月20日

### 施工体制台帳

作成建設業者の名称とその工事を担当する事業所名を記入 [会社名]「事業者ID」→ 国交建設株式会社(00000000000000) [事業所名]「現場ID」→ ○○ビル作業所(00000000000000)	建設業の可 許 可 業 種 土、境、電、管、渠、工事業 は、し、ほ、 通 工事業	許 可 番 号 第00000号 第00000号	許 可 (更 新) 年 月 日 令和5年11月11日 令和5年11月11日
作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工事名称とその工事の具体的内容を記入 工事名称及び工事内容 ○○ビル新築工事/建築一式(地上6階、地下1階、延べ床面積9,600m <sup>2</sup> )	発注者及び住所 ○○商事株式会社 〒000-0000 埼玉県さいたま市中央区新都心○-○	期 自 令和6年4月5日 至 令和7年7月31日	契 約 日 令和6年4月4日
発注者と契約を締結した作成建設業者の営業所を記入 契 約 所 元請契約 本社 下請契約 ○○支店	区 分 名 称 住 所 元請契約 本社 □□県□□市□□町000-0 下請契約 ○○支店 ○○県○○市□□町000		
発注者が置いた監督員の氏名を記入(※) 一次下請を監督するために作成建設業者が置いた監督員の氏名を記入(※)	保 険 加 入 の 有 無 健康保険等 の加入状況	健康保険 厚生年金保険 雇用保険	健康保険 厚生年金保険 雇用保険
作成建設業者が置いた現場代理人の氏名を記入(※) 作成建設業者が置いた主任又は監理技術者の氏名を記入	保 険 加 入 の 有 無 健康保険等 の加入状況	健康保険 厚生年金保険 雇用保険	健康保険 厚生年金保険 雇用保険
作成建設業者が置いた監理技術者補佐の氏名を記入(※) 作成建設業者が置いた専門技術者の氏名・資格・工事内容を記入(※)	保 険 加 入 の 有 無 健康保険等 の加入状況	健康保険 厚生年金保険 雇用保険	健康保険 厚生年金保険 雇用保険
① 一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	② 外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無

下請負人の請け負った建設工事の契約書に記載された工期を記入	下請負人の名称及び所在地を記入	下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工事名称及びその工事の具体的内容を記入	
《下請負人に関する事項》			
会社名・事業者ID さいたま土木株式会社 (00000000000000)	代表者名 関東 五郎		
住所 〒000-0000 ◆県◆市◆区◆◆町◆0			
工事名称及び工事内容 ○○ビル新築工事/コンクリート工、足場等仮設工、鉄筋工、型枠工			
工期 自 令和6年5月9日 至 令和7年7月30日	契 約 日 令和6年5月8日		
建設業の可 施工に必要な許可業種 大、と、橋 工事業 工事業	許 可 番 号 第7777号 第 号	許 可 (更 新) 年 月 日 令和4年12月15日	
健康保険等の加入状況	健康保険 厚生年金保険 雇用保険	健康保険 厚生年金保険 雇用保険	
現場代理人名 関東 五郎	権限及び意見申出方法 契約書記載のとおり	安全衛生責任者名 田中 一郎	
主任技術者名 非専任 関東 六郎	資格内容 一級建築施工管理技士	安全衛生推進者名 山田 二郎	
		雇用管理責任者名 山田 二郎	
		専門技術者名 資格内容 担当工事内容	
① 一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	② 外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無

下請負人が置いた現場代理人の氏名を記入(※)

下請負人が置いた安全衛生責任者の氏名を記入(※)

下請負人が置いた安全衛生推進者の氏名を記入(※)

下請負人が置いた雇用管理責任者の氏名を記入(※)

主任又は監理技術者の資格を具体的に記入

監理技術者補佐の資格を具体的に記入(※)

以下の者が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。  
① 一号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。)を決定された者)  
② 外国人技能実習生(同法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者)

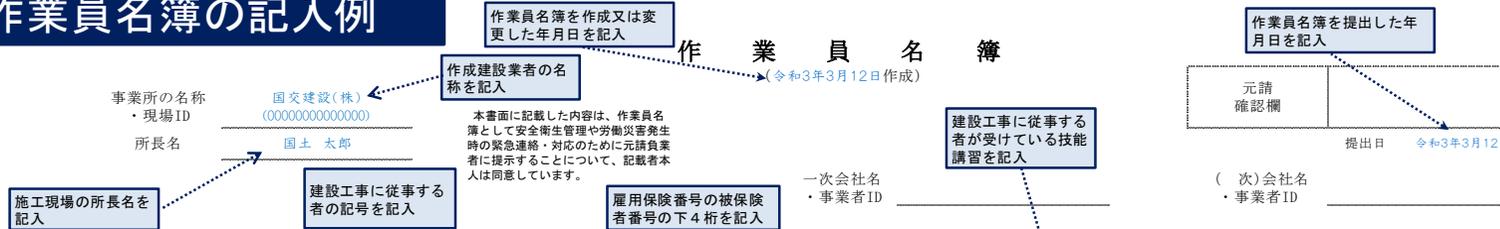
- 健康保険等の加入状況
1. 保険加入の有無  
各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む。
  2. 事業所整理記号等  
① 元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称をそれぞれ記入  
② 健康保険：事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記入。  
一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記入。  
③ 厚生年金保険：事業所整理記号及び事業所番号を記入。  
一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記入。  
④ 雇用保険：労働保険番号を記入。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、主たる営業所の労働保険番号を記入。

- 施工体制台帳の添付書類
1. 作成建設業者が請け負った建設工事の契約書の写し
  2. 下請負人が請け負った建設工事の契約書の写し
  3. 主任又は監理技術者が資格を有することの証明書の写し(監理技術者については監理技術者資格者証の写し)
  4. 主任又は監理技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するもの写し(健康保険証等の写し)
  5. 監理技術者補佐又は専門技術者を置いた場合は、その者の資格及び雇用関係を証明するもの写し

- 注意事項
1. 建設業法では施工体制台帳の様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。
  2. [ ]は、建設業法で定められた記載事項です。
  3. 説明書きの後ろに(※)があるものは、技術者等を置かない場合もあるので、その際は記載不要です。
  4. 「権限及び意見申出方法」は、建設業法では相手方に対して書面により通知することになっておりますので、その通知書や契約書に定められている旨を記載するとともに、その写しを添付します。
  5. 事業者ID及び現場IDは建設キャリアアップシステムで使用しているものを記載します。

# <イメージ> 作業員名簿【作成例】

## 作業員名簿の記入例



番号	ふりがな		職種	生年月日	健康保険	建設業退職金共済制度	教育・資格・免許			入場年月日
	氏名	技能者ID			年金保険	中小企業退職金共済制度	雇入・職長特別教育	技能講習	免許	
				年齢	雇用保険					
1	国土 次郎	11111111111111111111	建築	〇〇年〇〇月〇〇日	健康保険組合 厚生年金 雇用保険	有	職長・安全衛生責任者	一級建築施工管理技士	△△年△△月△△日	△△年△△月△△日
	国土 三郎	11111111111111111111	建築	〇〇年〇〇月〇〇日	健康保険組合 厚生年金 雇用保険	有		一級建築施工管理技士補	△△年△△月△△日	△△年△△月△△日
3	四角 四郎	11111111111111111111	配管	〇〇年〇〇月〇〇日	健康保険組合 厚生年金 雇用保険	有		玉掛け	△△年△△月△△日	△△年△△月△△日

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

- Ⓜ …現場代理人    Ⓝ …作業主任者 (注) 2.)    ♀ …女性作業員    Ⓜ …18歳未満の作業員
- Ⓜ …主任技術者    Ⓜ …職長    Ⓜ …安全衛生責任者    Ⓜ …能力向上教育    Ⓜ …危険有害業務・再発防止教育
- Ⓜ …外国人技能実習生    Ⓜ …外国人建設就労者    1特 …1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業箇所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の兼任としなければならない。

○注意事項  
 1. 建設業法では作業員名簿の様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。  
 2. [ ] は、建設業法で定められた記載事項です。  
 3. 事業者ID、現場ID及び技能者IDは建設キャリアアップシステムで使用しているものを記載します。

(注) 3. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒にでもよい。  
 (注) 4. 資格・免許等の写しを添付することが望ましい。

(注) 5. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

(注) 6. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

(注) 7. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載)事業者である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

(注) 8. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

(注) 9. 安全衛生に関する教育の内容(例:雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。

(注) 10. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(例:登録〇〇基礎技能者、〇級〇〇施工管理技士)を有する場合は、「免許」欄に記載。

(注) 11. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

# <イメージ> 再下請通知書【作成例】

## 再下請負通知書の記入例

中部鉄筋工業株式会社(再下請負通知人)が株式会社近畿建設(再下請負人)との下請契約の内容を報告する場合

### 再下請負通知書

再下請負通知人が請け負った建設工事の注文者の名称を記入  
→ 直近上位注文者名 **さいたま土木株式会社**

再下請負通知人の名称及び所在地を記入  
→ 住所 **〒000-0000  
◆県◆市◆区◆町◆0-0**  
TEL 00-0000-0000  
FAX 00-0000-0000

再下請負通知人が請け負った建設工事の作成建設業者の名称を記入  
→ 元請名称・事業者ID **国交建設株式会社  
(0000000000000000)**

再下請負通知人が請け負った建設工事の契約書に記載された工事名称とその具体的内容を記入  
→ 工事名称及び工事内容 **〇〇ビル新築工事 / 鉄筋加工組立工事**

再下請負通知人が請け負った建設工事の契約書に記載された工期を記入  
→ 工期 **自 令和6年6月1日  
至 令和6年11月30日**

再下請負通知人が受けている許可のうち、請け負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可を記入  
→ 建設業の許 **施工に必要な許可業種 許 可 番 号 許 可 (更 新) 年 月 日  
新 工事業 大臣 特定 知事 第999999号 令和5年9月20日  
工事業 大臣 特定 知事 第 号 年 月 日**

再下請負通知人を監督するために再下請負通知人が置いた監督員の氏名を記入(※)  
→ 監督員名 **中部 七郎**

再下請負通知人が置いた現場代理人の氏名を記入(※)  
→ 現場代理人名 **中部 七郎**

再下請負通知人が置いた主任技術者の氏名及び専任・非専任の別を記入(※)  
→ 主任技術者名 **専任 国土 次郎**

主任技術者の資格を具体的に記入  
→ 資格内容 **二級建築施工管理技士(躯体)**

再下請負通知人が置いた・安全衛生責任者・安全衛生推進者・雇用管理責任者・専門技術者を記入(※)  
→ 安全衛生責任者名 **中部 七郎**  
安全衛生推進者名 **東北 八郎**  
雇用管理責任者名 **東北 八郎**  
専門技術者名  
資格内容  
担当工事内容

① 一号特定技能外国人の従事状況(有無) **有 無** ② 外国人技能実習生の従事状況(有無) **有 無**

令和6年4月30日

再下請負通知書を作成又は変更した年月日を記入

再下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工事名及びその工事の具体的内容を記入

再下請負人の名称及び所在地を記入

再下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された契約日を記入

《再下請負関係》 再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会社名・事業者ID	株式会社近畿建設	代表者名	近畿 太郎
住所	〒000-0000 〇〇県〇〇市〇〇-0 00-0000-0000		
電話番号	TEL 00-0000-0000		
工事名称及び工事内容	〇〇ビル新築工事 / 鉄筋設置時の重量物揚重運搬配置工事		
工期	自 令和6年6月11日 至 令和6年9月30日	契約日	令和6年6月10日

再下請負通知人が請け負った建設工事の契約書に記載された契約日を記入

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許 可 (更 新) 年 月 日
	と 工事業 大臣 特定 知事 第33333号	第 号	令和5年4月4日
健康保険等の加入状況	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険
	◇◇営業所	ZZZZ	ZZZZZZZ
再下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任・非専任の別を記入	主任技術者名	資格内容	担当工事内容
	専任 非専任	実務経験(指定学科5年・とび土工)	

再下請負人が受けている許可のうち、請け負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可を記入

健康保険等の加入状況	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険
	◇◇営業所	ZZZZ	ZZZZZZZ
再下請負人が置いた現場代理人の氏名を記入(※)	現場代理人名	権限及び意見申出方法	資格内容
	中部 七郎	専任 非専任	実務経験(指定学科5年・とび土工)

再下請負人が置いた・安全衛生責任者・安全衛生推進者・雇用管理責任者・専門技術者を記入(※)

再下請負通知書の添付書類 ・再下請負通知人と再下請負人が締結した契約書の写し	① 一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	② 外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
---	----------------------	-----	---------------------	-----

以下の者が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。  
①一号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の特定技能の在留資格(同表の特定技能の項の下欄第一号に係るものに限る。))を決定された者  
②外国人技能実習生(同法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者)

○注意事項  
1. 建設業法では再下請負通知書の様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。  
2. [ ] は、建設業法で定められた記載事項です。  
3. 説明書の後ろに(※)があるものは、技術者等を置かない場合もあるので、その際は記載不要です。  
4. 「権限及び意見申出方法」は、建設業法では相手方に対して書面に通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている旨を記載するとともに、その写しを添付します。  
5. 事業者ID及び現場IDは建設キャリアアップシステムで使用しているものを記載します。

○健康保険等の加入状況  
1. 保険加入の有無  
各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む。  
2. 事業所整理記号等  
①元請契約に係る営業所の名称及び下請契約に係る営業所の名称をそれぞれ記入  
②健康保険: 事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記入。  
一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記入。  
③厚生年金保険: 事業所整理記号及び事業所番号を記入。  
一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の整理記号及び事業者番号を記入。  
④雇用保険: 労働保険番号を記入。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、主たる営業所の労働保険番号を記入。

# <イメージ> 施工体系図【作成例】

## 施工体系図の記入例

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工期を記入

## 施工体系図

発注者名	◇◇商事株式会社
工事名称	〇〇ビル新築工事

工期	自 令和6年4月5日 至 令和7年7月31日
----	---------------------------

一次下請を監督するために作成建設業者が置いた監督員の氏名を記入(※)

作成建設業者が置いた監督又は主任技術者の氏名を記入

作成建設業者が置いた監督技術者補佐の氏名を記入(※)

作成建設業者が置いた統括安全衛生責任者の氏名を記入(※)

元請名・事業者ID	国交建設(株) (00000000000000)
監督員名	建設 太郎
主任技術者名	国土 次郎
監督技術者補佐名	国土 三郎
専門技術者名	四国 四郎
担当工事内容	冷暖房設備工事 給排水設備工事
専門技術者名	
担当工事内容	

元方安全衛生管理者	中国 三郎
-----------	-------

会長	統括安全衛生責任者 国土 次郎
副会長	北海 一郎

《一次下請》

《二次下請》

《三次下請》

足場仮設工事 組立工事 海格工事	会社名・事業者ID	さいたま土木(株) (00000000000000)
	代表者名	関東 五郎
	許可番号	77777
	一般/特定の別	一般 特定
	安全衛生責任者	田中 一郎
	主任技術者	関東 六郎
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
工事	担当工事内容	
工期	6年5月9日 ~ 7年7月30日	

鉄筋組立工	会社名・事業者ID	中部鉄筋工業(株) (00000000000000)
	代表者名	中部 太郎
	許可番号	999999
	一般/特定の別	一般 特定
	安全衛生責任者	中部 七郎
	主任技術者	中部 七郎
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
工事	担当工事内容	
工期	6年6月1日 ~ 6年11月30日	

揚重運搬配置	会社名・事業者ID	(株)近畿建設 (00000000000000)
	代表者名	近畿 太郎
	許可番号	33333
	一般/特定の別	一般 特定
	安全衛生責任者	近畿 太郎
	主任技術者	近畿 太郎
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
工事	担当工事内容	
工期	6年6月11日 ~ 6年9月30日	

	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
工事	担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	

型枠工	会社名・事業者ID	(株)北海建設 (00000000000000)
	代表者名	北海道 夫
	許可番号	44444
	一般/特定の別	一般 特定
	安全衛生責任者	北海 道夫
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
工事	担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	

	会社名・事業者ID	
	代表者名	
	許可番号	
	一般/特定の別	一般/特定
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	特定専門工事の該当	有・無
	専門技術者	
工事	担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日	

下請負人が請け負った建設工事の具体的内容を記入

下請負人の名称・事業者IDを記入

下請負人の代表者名を記入

下請負人の許可番号を記入

会社名・事業者ID	代表者名	許可番号	一般/特定の別	安全衛生責任者	主任技術者	特定専門工事の該当	専門技術者	担当工事内容	工期
			一般・特定の別を記入	下請負人が置いた安全衛生責任者の氏名を記入(※)	下請負人が置いた主任技術者の氏名を記入(※)	特定専門工事の該当の有無を記入	下請負人が置いた専門技術者の氏名を記入(※)	下請負人が置いた専門技術者の担当する工事内容を具体的に記入(※)	下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工期を記入

- 注意事項
- 建設業法では施工体系図の様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。
  - は、建設業法で定められた記載事項です。
  - 説明書の後ろに(※)があるものは、技術者等を置かない場合もあるので、その際は記載不要です。
  - 下請負人が建設業の許可を受けていない場合は、下請負人に関する「主任技術者」及び「専門技術者」については、記載不要です。
  - 事業者ID及び現場IDは建設キャリアアップシステムで使用しているものを記載します。

# 32.【取引の適正化】見積依頼

建設業法第20条第4項、第20条の2

国土交通省  
関東地方整備局  
建政部 建設産業第一課

- 請負契約の締結に先立って行われる見積りは、適正な請負価額の設定やダンピングの防止、下請業者の保護等の観点から、適正に行われる必要があります。
- そのため、見積りを依頼する際は、条件を明確にするため、以下内容を提示することが義務付けられています。

契約書に記載しなければならない重要事項15項目のうち、請負代金の額を除いた14項目が提示対象となります。

## ①工事内容※1

- ②工事着手の時期及び工事完成の時期
- ③工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- ④請負代金の全部又は一部の前払金又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- ⑤当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑥天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑦価格等※2の変動又は変更に基づく工事内容の変更及び請負代金の変更額の算定方法に関する定め

- ⑧工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑨注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- ⑩注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し
- ⑪工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑫工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑬各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑭契約に関する紛争の解決方法

※1)「①工事内容」については、最低限、下表の8項目の明示が必要です。

※2) 物価統制令(昭和21年勅令第118号)第2条に規定する価格等をいいます。

1. 工事名称
2. 施工場所
3. 設計図書 [数量等を含む]
4. 下請工事の責任施工範囲
5. 下請工事の工程及び下請工事を含む工事の全体工程
6. 見積条件及び他工種との関係部位、特殊部分に関する事項
7. 施工環境、施工制約に関する事項
8. 材料費、産業廃棄物処理等に係る元請下請間の費用負担区分に関する事項

## 工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等①

建設業法第20条の2第1項  
建設業法施行規則第13条の14第1項

- 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象(※)が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければいけません。

(※) 国土交通省令で定める事象

- ① 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象
- ② 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

## 工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等②

建設業法第20条の2第2項  
建設業法施行規則第13条の14第2項

- 受注者である建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令(※)で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければなりません。

(※) 国土交通省令で定める事象

- ① 自然災害その他の事象により生じる主要な資機材の供給の不足又は資機材の価格の高騰
- ② 労働書もしくは資機材の需要の増加により生じるその供給の不足又は価格の高騰

## 見積依頼をする際の必要期間

●適正な見積りを確保するために、見積りに要する期間も法定化されています。

●見積依頼をする際は、予定価格に応じて、下表の期間を設けて下さい。

下請け工事の予定価格	見積期間
①500万円未満	中1日以上
②500万円以上、5,000万円未満	中10日以上
③5,000万円以上	中15日以上

# 33.【取引の適正化】見積り依頼（法定福利費の内訳明示①）

建設業法第20条第1項

国土交通省  
関東地方整備局  
建設部 建設産業第一課

○請負契約の締結に際して行う見積りについては、法第20条第1項において、「経費の内訳並びに必要な日数を明らかにして」行うよう努めるよう規定されています。

○この際に内訳明示すべき必要経費には、社会保険の保険料に当たる『法定福利費』も含まれます。

※『法定福利費』は、法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。

## 建設業法(抄)

(建設工事の見積り等)

第20条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費その他の経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

## 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン

法定福利費を内訳明示した見積書について、ガイドラインにおいて以下のとおり明確化(R4.4.1付け一部改正において)

- ①法定福利費を内訳明示した見積書が、建設業法第20条第1項に規定する見積りに該当すること
- ②再下請負の場合でも、元請・1次下請間の場合と同様に、法定福利費を内訳明示した見積書を提出・尊重すること

## 内訳明示する「法定福利費」とは

内訳明示する法定福利費の範囲は、現場作業員（建設工事を直接施工）に係る

①雇用保険料、②健康保険料（介護保険料含む）、③厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金含む）の各保険料の事業主負担分です。

○基本的な法定福利費の算出方法

**労務費 × 対象となる保険の料率**

見積り段階での労務費の算出方法

(工事に必要な人工数等がわかる場合) → 人工数を用いる  
(工事価格に占める労務費の割合がわかる場合) → 労務比率を用いる  
(労務費算出が困難) → 下記その他の算出方法

○その他の算出方法

**工事費 × 工事費当たりの平均的な法定福利費の割合**

or

**工事数量 × 数量あたりの平均的な法定福利費**

→ 自社の施工実績に基づくデータ等を用いて工事費に含まれる平均的な法定福利費の割合等をあらかじめ算出し、個別工事ごとの簡便な算出に用いる方法  
→ 工事費の増減等が労務費と比例している工事について使用することが適当

# 34.【取引の適正化】見積依頼（法定福利費の内訳明示②）

## <労務費の算定方法について>

○労務費総額は、企業ごとに工事内容等に応じた適切な方法で算出していただく必要があります。

参考として、以下に算出方法の一例を示します。

### 歩掛りを用いて人工数を計算する方法

工事数量に標準的な歩掛りを用いて人工数を計算し、単価に応じて労務費を算出します。

主な業種	塗装、マスチック、左官、鉄筋、造園、室内、保温保冷、躯体、型枠、ダクト、運動施設、解体、インテリア、在来工法、フローリング、あと施工アンカー			
工事数量 (A)	歩掛り (B)	所要人工数 C = A ÷ B	平均日額 (D)	労務費 C × D
200	8	25	18,000円	450,000円

#### 御見積書

◇◇建設株式会社 殿

見積金額 ¥847,983 …(ア)+(イ)+(ウ)

項目	金額
① 材料費	200,000円
② 労務費 (法定福利費を除く)	450,000円
③ 経費 (法定福利費を除く) (①+②) × 10%	65,000円
小計	715,000円 …(ア)

#### 【法定福利費(事業主負担分)】

保険料の種類	保険料率 (事業主負担分)	対象金額 (労務費)	法定福利費
雇用保険料	0.9%	450,000円	4,050円
健康保険料	4.98%	450,000円	22,410円
介護保険料	0.79% × 53.5%	450,000円	1,901円
厚生年金保険料	9.091%	450,000円	40,909円
子ども・子育て拠出金	0.2%	450,000円	900円
合計	-	-	70,170円 …(イ)

#### 【消費税】

工事価格 (法定福利費を含む)	消費税率	金額
785,170円 ((ア)+(イ))	10%	78,517円 …(ウ)

### 平均的な労務費の比率を用いる方法

工事価格に対し、工事業種や各企業の実情に合わせた平均的な労務費比率を乗じて、労務費を算出します。

主な業種	管、空調衛生、左官、サッシ、カーテンウォール、防火開口部、電設、シャッター、ドア、板硝子、マンション計画修繕施工		
工事価格 (A)	平均的な労務費比率* (B)	労務費 A × B	
1,000,000円	25%	250,000円	

\* 企業や業種によって大きく異なりますので、適切な値を用いて下さい。

#### 御見積書

△△建設株式会社 殿

見積金額 ¥1,122,120 …(ア)+(イ)+(ウ)

#### 【工事価格】

工事名称	数量	金額
〇〇工事	一式	1,000,000円 …(ア)

法定福利費を含まない

#### 【法定福利費(事業主負担分)】

工事価格	平均的な労務費比率	平均的な保険料率 (事業主負担分)	法定福利費 (事業主負担分)
1,000,000円	25%	15.6%	39,000円 …(イ)

保険料率の合計

#### 【消費税】

工事価格 (法定福利費を含む)	消費税率	金額
1,039,000円 ((ア)+(イ))	10%	103,900円 …(ウ)

法定福利費を適切に見積書で明示するため、各専門工事業団体において見積書の雛形となる「標準見積書」を作成し、平成25年9月より、この活用（下請業者から元請業者への提出）が開始されています。→ 国土交通省HP：「標準見積書」で検索

# 35.【取引の適正化】請負契約の締結

建設業法第18条、19条、19条の3、  
19条の5、24条の5

国土交通省  
関東地方整備局  
建政部 建設産業第一課

## 契約締結は、対等な立場で公正に。 建設業法第18条、第19条の3

- 契約当事者は、対等な立場での合意に基づいて、公正な契約を締結しなければなりません。
- 自己の取引上の地位を不当に利用して、通常必要と認められる原価に満たない金額で契約を締結するなど、不当に低い請負代金を強いることは禁じられています。

## 契約締結に際しては、書面交付を。 建設業法第19条

- 請負契約の締結は、後日の紛争防止等の観点から、一定の重要な事項をあらかじめ書面に記載して、相互に交付することが義務付けられています。
- 下請契約では、下請工事の着工前までに、所定事項を記載した書面を作成して、署名又は記名押印をして、相互に交付して下さい。

パターン1



パターン2



パターン3



## 著しく短い工期の禁止 建設業法第19条の5

- 建設工事の注文者は、通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約の締結が禁止されています。
- ※「注文者」には下請契約における注文者も含まれます。

## 不利益取扱いの禁止 建設業法第24条の5

- 元請負人は、当該元請負人について第19条の3、第19条の4、第24条の3第1項、第24条の4又は第24条の6第3項若しくは第4項の規定に違反する行為があるとして下請負人が監督行政庁等にその事実を通報したことを理由として、当該下請負人に対して、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはいけません。

## 契約書に記載しなければならない重要事項15項目

- ① 工事内容
- ② 請負代金の額
- ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④ 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- ⑤ 請負代金の全部又は一部の前払金又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- ⑥ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑦ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑧ 価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更及び請負代金の変更額の算定方法に関する定め
- ⑨ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑩ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- ⑪ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し時期
- ⑫ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑬ 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑭ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑮ 契約に関する紛争の解決方法

※第19条第1項16号「その他国土交通省令で定める事項」については、令和5年1月現在、該当する規定はありません。

！建設リサイクル法対象工事の場合は、次の4項目も追加記載が必要です。

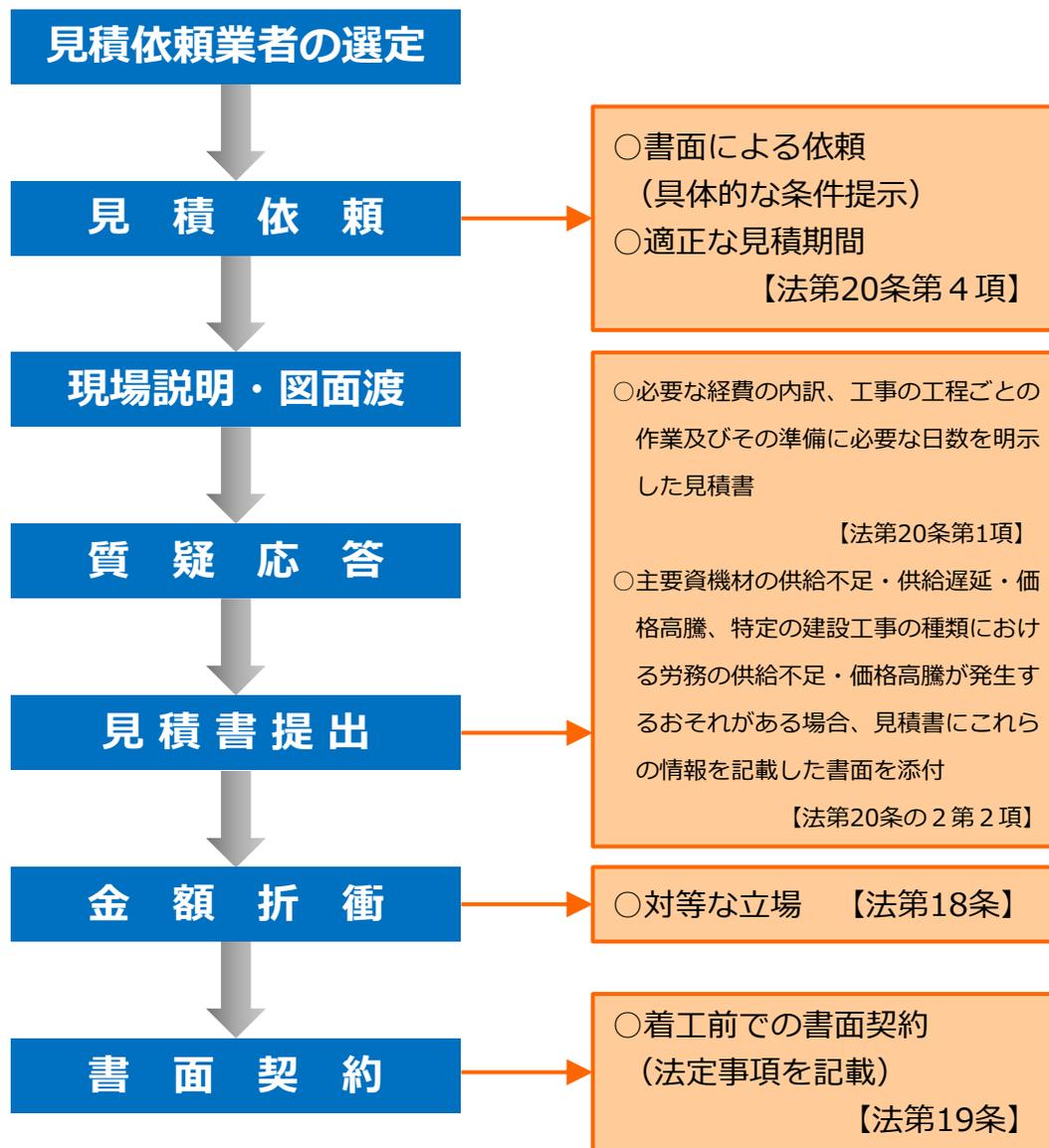
① 分別解体の方法

② 解体工事に要する費用

③ 再資源化するための施設の名称・所在地

④ 再資源化等に要する費用

# 36.【取引の適正化】 下請契約の締結に至るまでの流れ



**！下請業者の選定に当たっては、必要な建設業許可があること及び予定工期に主任技術者の配置が行えることを確認しましょう。**

建設工事の適正な施工を確保するためには、軽微な建設工事を除いては、施工能力・資力信用のある建設業者（建設業許可業者）に工事を請け負わせる必要があります。

また、建設業者であっても、当該業者が雇用する主任技術者が他の現場手一杯の状態では、現場での適正な施工の確保が期待されません。このため、下請業者の施工能力をあらかじめ確認しておくことが重要です。

**！「建設業法令遵守ガイドライン」を知っていますか？**

「建設業法令遵守ガイドライン」は、平成19年6月、国土交通省が策定した建設工事の下請契約についてのルールを解説した通達です。（令和6年9月改訂）

建設工事の下請契約については、従来からの慣習に従って知らず知らずに法令違反をしていることが多かったことから、正確な理解に資するように契約の締結から工事代金の支払まで全般にわたって具体的な事例を紹介しつつ、適正なルールを解説したものです。

※ 建設業法令遵守ガイドラインは、国土交通省のHPに掲載しています。

# 37.【取引の適正化】 適正な工期の確保①

建設業法第19条の5、20条、20条の2

国土交通省  
関東地方整備局  
建政部 建設産業第一課

## <適正な工期の確保について>

- 建設工事の注文者は、著しく短い工期による請負契約の締結が禁止されています。
- 中央建設業審議会が工期に関する基準を作成し、その実施を勧告します。

### 著しく短い工期の禁止

建設業法第19条の5

- 建設工事の注文者は、通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結が禁止されています。  
※ 「注文者」には下請契約における注文者も含まれます。

### 工程の細目を明らかにした見積

建設業法第20条

- 建設業者は、工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、見積りを行うよう努めなければなりません。

### 注文者から建設業者への情報提供及び通知義務

建設業法第20条の2

- 建設工事の注文者は、**工期等に影響を及ぼす事象**で認識しているものについて、契約締結までに建設業者に対して情報提供と併せて通知しなければなりません。  
※ 「注文者」には下請契約における注文者も含まれます。
- 情報提供が必要となる事象
  - ・地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象
  - ・騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象
- 情報提供と併せて通知する必要がある事象
  - ・主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰・
  - ・特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

## ! 「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」を知っていますか？

「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」は、平成29年8月、働き方改革に向けた生産性向上や適正な工期設定等が行われることを目的として策定されたものです。

働き方改革関連法による改正労働基準法（H31.4.1施行）に基づき、5年の猶予期間後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制が適用されます。ガイドラインは、猶予期間中においても、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組みべき事項が、指針として策定されたものです。

- ※ 建設工事における適正な工期設定等のためのガイドラインは、国土交通省のHPに掲載しています。

# 38.【取引の適正化】適正な工期の確保②

建設業法第34条

国土交通省  
関東地方整備局  
建設部 建設産業第一課

## <工期の基準の概要>

○令和2年7月に中央建設業審議会から工期の基準について実施の勧告がありました。〈2024年3月改定〉

### 第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
  - (i) 多様な関係者の関与
  - (ii) 一品受注生産
  - (iii) 工期とコストの密接な関係
- (3) 建設工事の請負契約及び工期に関する考え方
  - (i) 公共工事・民間工事に共通する基本的な考え方
  - (ii) 公共工事における考え方
  - (iii) 下請契約
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) 工期設定における受発注者の責務

### 第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) 自然要因  
猛暑日・降雨日・降雪日、河川の出水期における作業制限 等
- (2) 休日・法定外労働時間  
改正労働基準法に基づく法定外労働時間  
建設業の担い手一人ひとりが週休2日（4週8休）を確保
- (3) イベント  
年末年始、夏季休暇、GW、農業用水塔の落水期間 等
- (4) 制約条件  
鉄道近接・航空制限などの立地に係る制約 等
- (5) 契約方式  
設計段階における受注者（建設業者）の工期設定への関与、分離発注 等
- (6) 関係者との調整  
工事の前に実施する計画の説明会 等
- (7) 行政への申請  
新技術や特許公報を指定する場合、その許可がおりるまでに要する時間 等
- (8) 労働・安全衛生  
労働安全衛生法等の関係法令の遵守、安全確保のための十分な工期の設定 等
- (9) 工期変更  
当初契約時の工期の施工が困難な場合、工期の延長等を含め、適切に契約条件の変更等を受発注者間で協議・合意
- (10) その他  
施工時期や施工時間、施工法等の制限 等

### 第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

働き方改革に向けた意識改革や事務作業の効率化、工事開始前の事前調整、施工上の工夫、ICTツールの活用等について、他の工事現場の参考となるものを優良事例として整理

### 第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) 準備
  - (i) 資機材調達・人材確保
  - (ii) 資機材の管理や周辺設備
  - (iii) その他
- (2) 施工
  - (i) 基礎工事
  - (ii) 土工事
  - (iii) 躯体工事
  - (iv) シールド工事
  - (v) 設備工事
  - (vi) 機器製作期間・搬入時期
  - (vii) 仕上工事
  - (viii) 前面及び周辺道路状況の影響
  - (ix) その他
- (3) 後片付け
  - (i) 完了検査
  - (ii) 引き渡し前の後片付け、清掃等の後片付け期間
  - (iii) 原型復旧条件

### 第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産分野
- (2) 鉄道分野
- (3) 電力分野
- (4) ガス分野

### 第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応  
駆け込みホットラインの活用
- (2) 建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応  
資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要
- (3) 基準の見直し  
本基準の運用状況等を踏まえて、見直し等の措置を講ずる

# 39. 帳簿の備付けと保存

建設業法第40条の3  
建設業法施行規則第26条、第28条

国土交通省  
関東地方整備局  
建政部 建設産業第一課

- 建設業者は、営業所ごとに営業に関する事項を記録した**帳簿**を備え、保存しなければなりません。この帳簿の保存期間は**5年間**です。（※発注者と締結した新築住宅を新築する建設工事に係るものは10年保存となります。）
- また、**営業に関する図書を記載した書面**も、営業所ごとに保存することとされています。この図書の保存期間は、対象となる建設工事の目的物を**引き渡してから10年間**とされています。

## 帳簿の記載事項 建設業法施行規則第26条第1項

1. 営業所の代表者の氏名・就任年月日
  2. 注文者と締結した建設工事の請負契約に関する次の事項
    - ①請け負った建設工事の名称と現場所在地
    - ②注文者との契約締結日
    - ③注文者の商号・所在地（注文者が建設業者のときは、許可番号）
    - ④注文者から受けた完成検査の年月日
    - ⑤工事目的物を注文者に引き渡した年月日
  3. 発注者と締結した住宅の新築工事の請負契約に関する次の事項
    - ①当該住宅の床面積
    - ②建設業者の建設瑕疵負担割合
    - ③発注者に交付している住宅瑕疵担保責任保険法人（資力確保措置を保険により行った場合）
  4. 下請契約に関する事項
    - ①下請負人に請け負わせた建設工事の名称と現場所在地
    - ②下請負人との契約締結日
    - ③下請負人の商号・所在地（下請負人が建設業者のときは、許可番号）
    - ④下請工事の完成を確認するために自社が行った検査の年月日
    - ⑤下請工事の目的物について、下請業者から引き渡しを受けた年月日
- 注) 特定建設業の許可を受けている者が注文者（元請工事に限らない。）となって、一般建設業者（資本金が4,000万円以上の法人企業を除く。）に建設工事を下請負した場合は、以下の事項についても記載が必要となります。
- (1) 支払った下請代金の額、支払った年月日及び支払手段
  - (2) 支払手形を交付したときは、その手形の金額、交付年月日、手形の満期
  - (3) 代金の一部を支払ったときは、その後の下請代金の支払残額
  - (4) 遅延利息の額・支払日（下請負人からの引き渡しの申出から50日を経過した場合に発生する遅延利息（年14.6%）の支払いに係るもの）

## 帳簿の添付書類 建設業法施行規則第26条第2項

1. 契約書又はその写し
  2. 特定建設業の許可を受けている者が注文者（元請工事に限らない。）となって、一般建設業者（資本金が4,000万円以上の法人企業を除く。）に建設工事を下請負した場合には、下請代金の支払済額、支払った年月日及び支払手段を証明する書類（領収書等）又はその写し
  3. 建設業者が施工体制台帳を作成したときは（元請工事に限る。）、工事現場に据え付ける施工体制台帳の以下の部分。  
[工事完了後に施工体制台帳から必要な部分のみを抜粋します。]
    - ①当該工事に関し、実際に工事現場に置いた監理技術者の氏名と、その者が有する監理技術者資格
    - ②監理技術者以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名と、その者が管理を担当した建設工事の内容、有する主任技術者資格
    - ③下請負人（末端までの全業者を指しています。以下同じ。）の商号・名称、許可番号
    - ④下請負人に請け負わせた建設工事の内容、工期
    - ⑤下請業者が実際に工事現場に置いた主任技術者の氏名と、その者の主任技術者資格
    - ⑥下請負人が主任技術者以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名と、その者が管理を担当した建設工事の内容、有する主任技術者資格
- ※各号に掲げる書類は、スキャナによる読み取り等による電磁記録による保存も可能

## 営業に関する図書 建設業法施行規則第26条第5項

- ①完成図
- ②発注者との打合せ記録
- ③施工体系図

※施工体制台帳の作成対象工事以外の工事での元請業者は、上記①と②を保存  
※各号に掲げる書類は、電磁記録による保存も可能

# 40. 下請代金の適正な支払い

○建設業法令遵守ガイドライン  
○建設産業における生産システム合理化指針  
○建設業の下請取引に関する不公正な取引方法の認定基準

国土交通省  
関東地方整備局  
建政部 建設産業第一課

## 下請代金の支払い等

### 9つのルールを遵守

- 下請代金が適正に支払われなければ、下請負人の経営の安定が阻害されるばかりでなく、手抜き工事や労災事故等を誘発し、建設工事の適正な施工の確保が困難になりかねません。
- そのため、建設業法や建設産業における生産システム合理化指針等では、工事の適正な施工と下請負人の保護を目的に、下請代金の支払に関する規定を設けています。

ルール  
1

#### 現金払い

- 法第24条の3
- 合理化指針「第4(2)代金支払い等の適正化」

下請代金の支払いは、できる限り現金払いとしなければなりません。特に、労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければなりません。

ルール  
2

#### 前払金

- 法第24条の3
- 合理化指針「第4(2)代金支払い等の適正化」

前払金を受けたときは、下請負人に対して資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう、配慮しなければなりません。

ルール  
3

#### 有償支給の資材代金の回収時期

- 合理化指針「第4(2)代金支払い等の適正化」
- 不公正な取引方法の認定基準「9.早期決済について」

下請工事に必要な資材を注文者が有償支給した場合は、正当な理由があるときを除き、その資材の代金の支払期日前に下請負人に支払わせてはなりません。

ルール  
4

#### 検査・引渡し

- 法第24条の4
- 不公正な取引方法の認定基準「1.検査期間について」、「2.工事目的物の引取りについて」

下請工事の完成を確認するための検査は、工事完成の通知を受けた日から20日以内に行い、かつ、検査後に下請負人が引渡しを申し出たときは、ただちに工事目的物の引渡しを受けなければなりません。

ルール  
5

#### 下請代金の支払期日

- 法第24条の3
- 法令遵守ガイドライン「10.下請代金の支払」
- 不公正な取引方法の認定基準「3.注文者から支払を受けた場合の下請代金の支払について」

注文者から請負代金の出来高払いまたは竣工払いを受けたときは、その支払いの対象となった工事を施工した下請負人に対して、相当する下請代金を1ヶ月以内に支払わなければなりません。

ルール  
6

#### 特定建設業者に係る下請代金の支払期日の特例

- 法第24条の6
- 法令遵守ガイドライン「10.下請代金の支払」
- 不公正な取引方法の認定基準「4.特定建設業者の下請代金の支払について」

特定建設業者は、下請負人（特定建設業者または資本金4,000万円以上の法人を除く。）からの引渡し申出日から起算して50日以内に、下請代金を支払わなければなりません。

ルール  
7

#### 割引困難な手形による支払の禁止

- 法第24条の6第3項
- 法令遵守ガイドライン「11.長期手形」
- 合理化指針「第4(2)代金支払等の適正化」
- 不公正な取引方法の認定基準「5.交付手形の制限について」

特定建設業者は、下請代金の支払いを一般の金融機関による割引を受けることが困難と認められる手形（※）により行ってははいけません。  
（※）手形期間が60日を超える手形

ルール  
8

#### 赤伝処理

- 法第18条、第19条、第19条の3、第20条第4項
- 法令遵守ガイドライン「9.赤伝処理」

赤伝処理を行う場合は、元請負人と下請負人の双方の協議・合意が必要です。また、元請負人は、その内容や差引額の算定根拠等について、見積条件や契約書に明示しなければなりません。

ルール  
9

#### 不利益取扱いの禁止

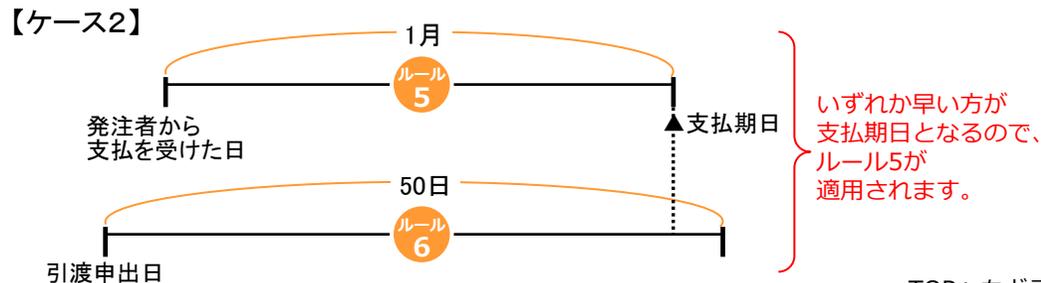
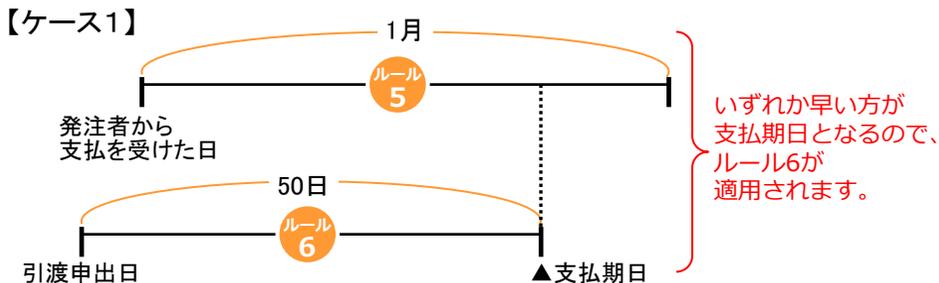
- 法第24条の5

元請負人は、当該元請負人について第19条の3、第19条の4、第24条の3第1項、第24条の4又は第24条の6第3項若しくは第4項の規定に違反する行為があるとして下請負人が監督行政庁等にその事実を通報したことを理由として、当該下請負人に対して、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはいけません。

# 41. 請負代金の支払いルール①



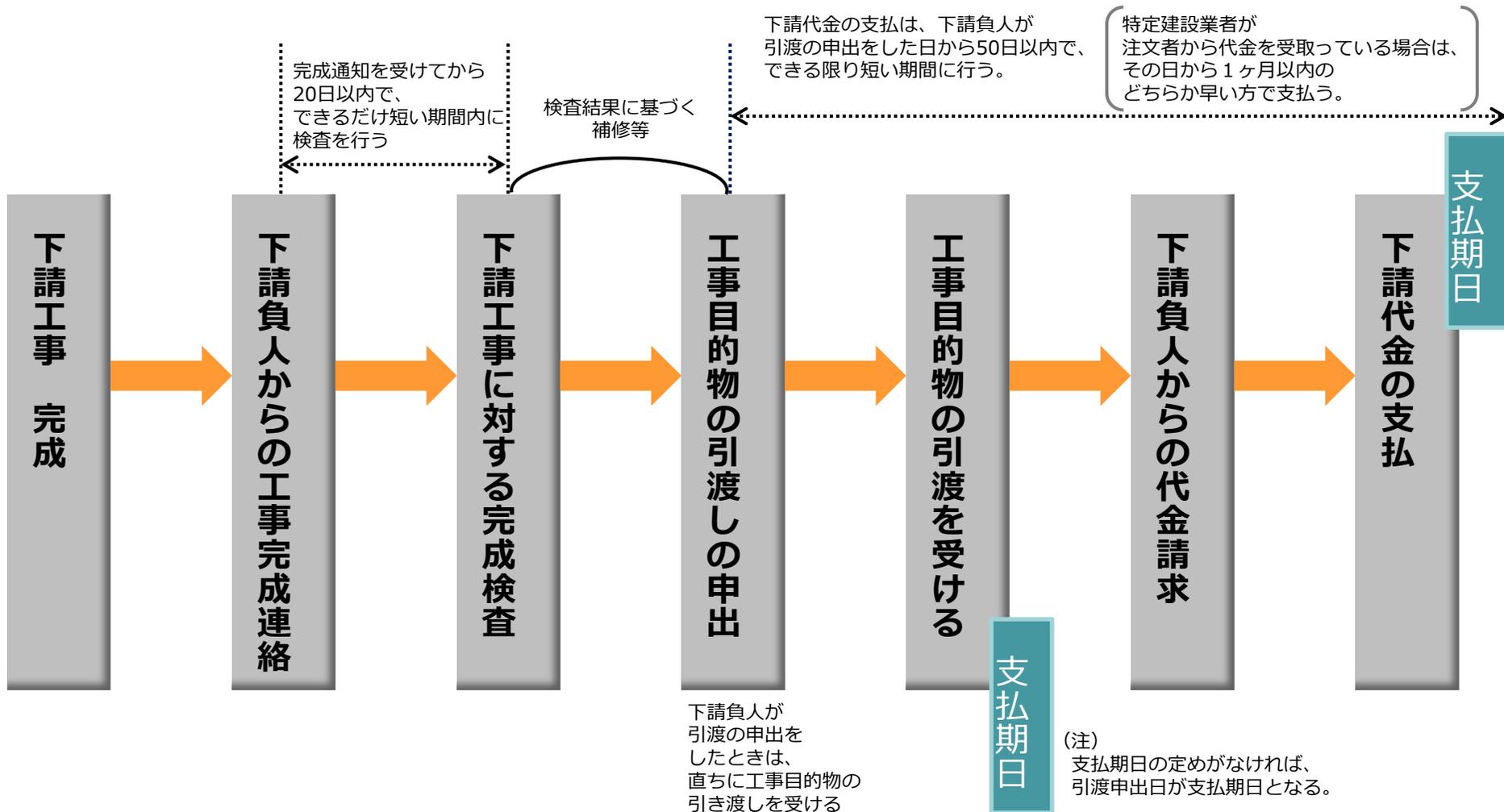
## 特定建設業者に対する支払いルールの適用



# 42. 請負代金の支払いルール②

## 検査・引渡し・下請代金の支払フロー

＜ 特定建設業者が、資本金4,000万円未満の一般建設業者に下請負させた場合 ＞



# 43. 標識の掲示

建設業法では、建設業の営業及び建設工事の施工が、同法による許可を受けた適法な建設業者によってなされていることを対外的に明らかにするため、建設業者に対して、その営業所と建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所への標識の掲示を義務付けています。

！建設工事の現場への掲示義務は、発注者から直接請け負った元請負人に限られています。

！デジタルサイネージ等を活用した標識の掲示も可能です。（※）

建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合

32 cm 以上	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	国土交通大臣 知事 許可( )第号	許可年月日
			国土交通大臣 知事 許可( )第号	
			国土交通大臣 知事 許可( )第号	
			国土交通大臣 知事 許可( )第号	
			国土交通大臣 知事 許可( )第号	
			国土交通大臣 知事 許可( )第号	
		この店舗で営業している建設業		
40cm以上				

記載要領

「国土交通大臣知事」については、不要のものを消すこと。

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

25 cm 以上	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	主任技術者の氏名	専任の有無		
		資格名	資格者証交付番号	
	一般建設業又は特定建設業の別			
	許可を受けた建設業			
	許可番号	国土交通大臣 知事	許可( )第	
	許可年月日			
	35cm以上			

記載要領

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項第1号に該当する場合には、「非専任(情報通信技術利用)」と、同項第2号に該当する場合には、「非専任(監理技術者を補佐する者を配置)」と記載すること。
- 「資格名」の欄は当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第3項の規定により専任の者でなければならない監理技術者又は同項第1号若しくは第2号に該当する監理技術者を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣知事」については、不要のものを消すこと。

※デジタルサイネージ等を活用した標識の掲示条件については、国土交通省通達「施工体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について」(令和4年1月27日 国不建第446号)をご参照ください。

## 指示（法第28条）

- ① 建設業者が建設工事を適正に施工しなかったために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれが大であるとき
- ② 建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき
- ③ 建設業者（建設業者が法人であるときは、当該法人又はその役員等）又は政令で定める使用人が業務に関し他の法令に違反し、建設業者として不相当であると認められるとき
- ④ 一括下請負の禁止の規定に違反したとき、又は特定専門工事の下請負人がその下請負に係る建設工事を他人に請け負わせたとき
- ⑤ 主任技術者又は監理技術者が工事の施工の管理について著しく不相当であり、かつ、その変更が公益上必要であると認められるとき
- ⑥ 建設業者が無許可業者と下請契約（軽微な建設工事に係る契約を除く。）を締結したとき
- ⑦ 下請負人である建設業者が、特定建設業以外の建設業を営む者と下請代金の額が5,000万円（当該建設業が建築工事業である場合においては、8,000万円）以上となる下請契約を締結したとき
- ⑧ 建設業者が、情を知って営業停止期間中の建設業者と下請契約を締結したとき
- ⑨ 履行確保法（第3条第1項、第5条又は第7条第1項の規定）に違反したとき
- ⑩ 建設業法、入札契約適正化法（第15条第2項又は第3項）又は履行確保法（第3条第6項、第4条第1項、第7条第2項、第8条第1項若しくは第2項又は第10条）の規定に違反したとき

## 営業停止（法第28条）

- (1) 指示処分の対象行為のうち、上記①～⑨のいずれかに該当するとき（※その事実について情状が重く、建設業者に対する指示処分のみでは十分でない認められ、かつ、情状が特に重いとして許可の取消し処分に至るものでないもの）
- (2) 指示処分に従わないとき

## 許可取消（法第29条）

- ① 建設業の許可要件を満たさなくなった場合
- ② 一定の欠格事由に該当したとき
- ③ 許可換えが必要であるにもかかわらず、新たな許可を受けないとき
- ④ 許可を受けてから1年以内に営業を開始せず、又は引き続いて1年以上営業を休止した場合
- ⑤ 許可に係る建設業者を廃業等したとき
- ⑥ 不正の手段により許可を受けたとき
- ⑦ 指示処分対象行為のうち、上記①～⑨のいずれかに該当し、情状特に重い場合又は営業停止処分に違反したとき
- ⑧ 建設業の許可を受けた建設業者が付された条件に違反したとき

建設業法及び「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」に基づき、厳正に対処

○建設工事の適正な施工を確保するため、建設業法では建設業者以外の者に対する勧告等の規定があります。

## 著しく短い工期による請負契約を締結した発注者に対する勧告等

建設業法第19条の6

- 建設業法第19条の5に違反して、通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約を締結した発注者に対して、契約の相手方である建設業者に許可をした国土交通大臣または都道府県知事は、必要な勧告をすることができます。
- 国土交通大臣等は、発注者が勧告に従わない場合に、公表することができます。
- 国土交通大臣等は、必要があるときは発注者に対し、報告又は資料の提出を求めることができます。
- 勧告等の対象となるのは、請負代金の額が500万円（建築一式工事の場合は1,500万円）以上の建設工事です。

## 建設資材製造業者等に対する勧告等

建設業法第41条の2

- 資材の欠陥に伴い施工不良が生じ、工事を施工した建設業者又は建設業を営む者が国土交通大臣又は都道府県知事から建設業法第28条の規定により指示を受けた場合で、建設業者等に対する指示のみでは再発の防止が困難であると認められるときは、建設業者等に資材を引き渡した建設資材製造業者等に対して、国土交通大臣等が再発防止のための措置をとるべきことを勧告をすることができます。
- 国土交通大臣等は、建設資材製造業者等が勧告に従わない場合に、公表することができます。
- 国土交通大臣等は、建設資材製造業者等が勧告に係る措置をとらない場合において、同一又は類似の建設資材が使用されることにより建設工事の適正な施工が著しく阻害されるおそれがあるときは、措置をとることを命令することができます。
- 国土交通大臣等は、必要があるときは建設資材製造業者等に対し、報告を求めたり、立入検査を行うことができます。

# 【参考】建設業許可・配置技術者等の規定

○混同が生じやすい建設業許可、配置技術者等に関する規定についてまとめました。

事項	金額の規定	注文者が提供する材料等の価格	金額の考え方
一般建設業の許可が必要な建設工事	請負代金の額が 建築一式工事以外：500万円以上 建築一式工事：1500万円以上 (又は延べ面積150㎡以上の木造住宅を建設する工事)	・市場価格や 運送賃を含む	・工事の完成を2以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の額の合計額
特定建設業の許可が必要な建設工事	発注者から直接請け負ったときの 下請代金の額の合計が 建築一式工事以外：5000万円以上 建築一式工事：8000万円以上  ※公共工事は入札契約適正化法により、 下請代金の額に関係なく、施工体制 台帳等の作成が必要	・含まない	・下請代金の額の総額
監理技術者の設置が必要な建設工事			
施工体制台帳・施工体系図の作成が必要な建設工事			
主任技術者・監理技術者の専任が必要な建設工事  ※兼務特例を用いた工事や特定専門工事を除く	請負代金の額が 建築一式工事以外：4500万円以上 建築一式工事：9000万円以上	・市場価格や 運送賃を含む	・工事1件の請負代金の額

# 【参考】「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における「適切な保険」の確認シート

元請企業の皆様 → 建設工事に従事する下請企業へ配布するなどして、適切な保険の確認を促してください。  
下請企業の皆様 → 自社および自社の労働者の加入すべき保険を確認してください。

## 注意点

### 【従事する作業の内容】

ガイドラインで定める現場入場制限は建設工事を対象としています。ただし、他業種についても同様に社会保険への加入は法令上の義務です。

### 【労働者か使用者か】

「労働者」であるか「使用者」であるかによって、加入すべき保険の種類が変わってきます。

### 【働き方】

働き方によって加入すべき保険の種類が変わってきます。一人親方の場合、実態としても「請負」であるか注意してください。

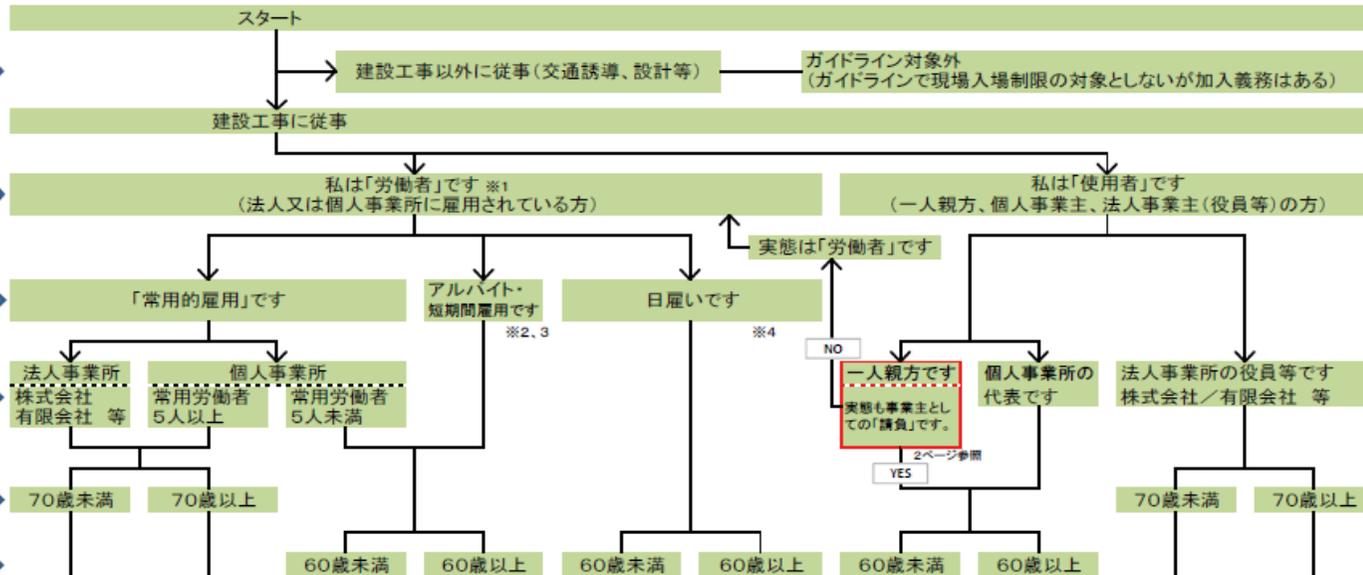
### 【事業所の形態】

「法人」であるか「個人」であるかによって、加入すべき保険の種類が変わってきます。また、「個人」の場合は従業員数によっても変わってきます。

### 【労働者の年齢】

厚生年金は原則70歳未満が被保険者となります。70歳以上は適用除外です。健康保険は75歳以上で後期高齢者医療（適用除外）となります。

国民年金は原則60歳未満が被保険者となります。



保険の種類		加入によるメリット	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
労働保険	雇用保険	失業状態となった場合に次の仕事が見つかるまでの期間や、育児や介護のため仕事をすることができない場合に給付金を受け取ることができる。	雇用保険		(雇用保険) <sup>※5</sup>		日雇雇用保険		適用除外			
	医療保険 (健康保険)	業務外での病気やケガにより仕事をすることができない場合に給付金を受け取ることができる。また、産前産後休業で給与が支払われない場合に給付金を受け取ることができる。	協会けんぽ 健康保険組合 国民健康保険組合 (建設関係等) <sup>※6</sup>		国民健康保険 国民健康保険組合 (建設関係等)		国民健康保険 又は 日雇特例被保険者		国民健康保険 国民健康保険組合 (建設関係等)		協会けんぽ 健康保険組合 国民健康保険組合 (建設関係等) <sup>※6</sup>	
社会保険	年金保険	老後に給付金を受け取ることができる老齢年金のほか、もしもの時のための障害年金や遺族年金など、家族の生活への保障もある。厚生年金は国民年金よりも給付金額や支給要件が手厚くなっている。	厚生年金	適用除外	国民年金	適用除外	国民年金	適用除外	国民年金	適用除外	厚生年金	適用除外
	区分		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
	雇用保険		●	●	●	●	※7	※7	—	—	—	—
	医療保険		●	●	※7	※7	※7	※7	※7	※7	●	●
	年金保険		●	—	※7	—	※7	—	※7	—	●	—

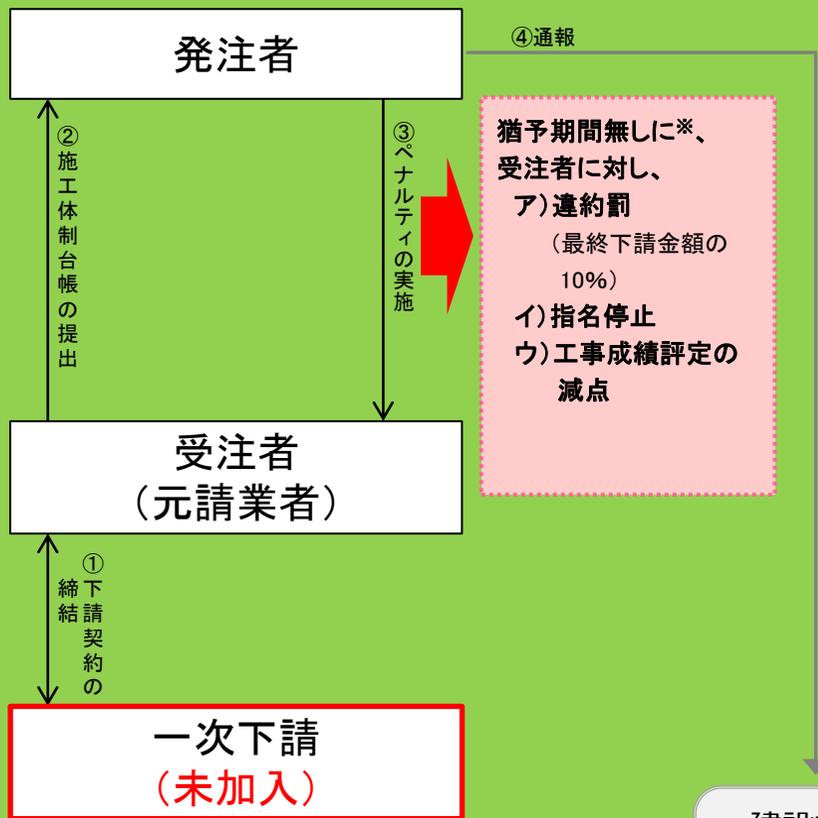
右表はガイドラインにおける「適切な保険」の範囲です。「●」がついている保険について、作業員が適切な保険に加入しているかチェックしてください。  
適切に加入していない場合：元請：下請に対して加入指導  
下請：自社の労働者を加入させる

(参考)	労災保険	業務上や通勤途中のケガや病気に対して給付される。	元請が一括して加入 (現場労災)									
			特別加入									

※1 事業主と同居する家族従事者は、原則として国民健康保険、国民年金へ加入します。また、雇用保険は加入できず、労災保険は特別加入となります。  
 ※2 アルバイトやパートタイムであっても、1週間の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上の場合は協会けんぽや厚生年金への加入が必要です。  
 ※3 短期間雇用者とは、2ヶ月以内の期間を定めて使用される者です。  
 ※4 日雇労働者とは、1ヶ月以内で1日単位の契約で雇用され、日々労働単価を受け取る者です。  
 ※5 1週間の労働時間が20時間以上で、1ヶ月以上引き続き雇用されることが見込まれる場合は雇用保険への加入が必要です。  
 ※6 法人や常時5人以上使用する個人事業所であっても、健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入することが可能であり、ガイドライン上も適切な保険として扱われます。  
 ※7 これらの保険はガイドラインの対象とはしていませんが、法令により個人での加入が求められています。

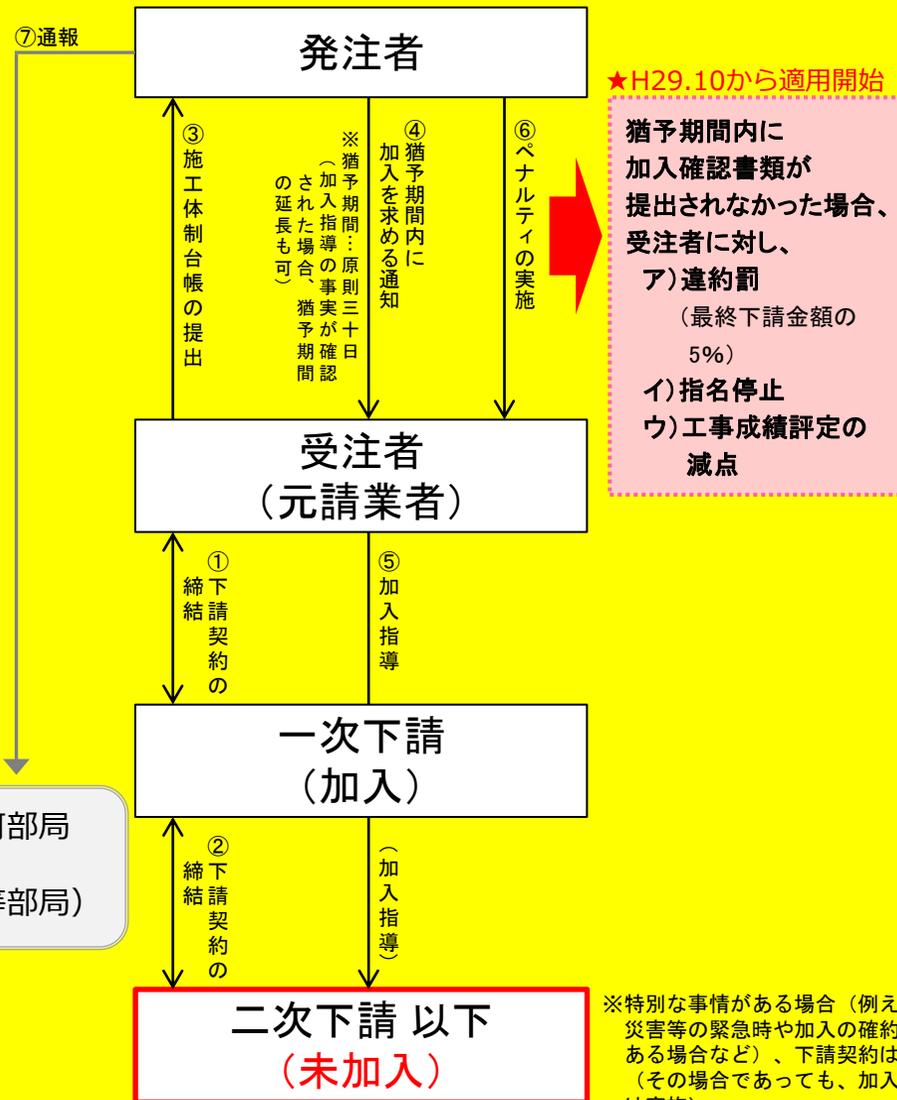
# 【参考】国交省直轄工事における社会保険未加入対策

## 【一次下請が未加入の場合】



※特別な事情がある場合、下請契約は可。  
(その場合であっても、発注者が指定する期間内に加入確認書類の提出が必要)

## 【二次下請が未加入の場合】



※特別な事情がある場合(例えば、災害等の緊急時や加入の確約がある場合など)、下請契約は可。  
(その場合であっても、加入指導は実施)

# 【参考】建設工事紛争審査会

建設業法第25条

国土交通省  
関東地方整備局  
建政部 建設産業第一課

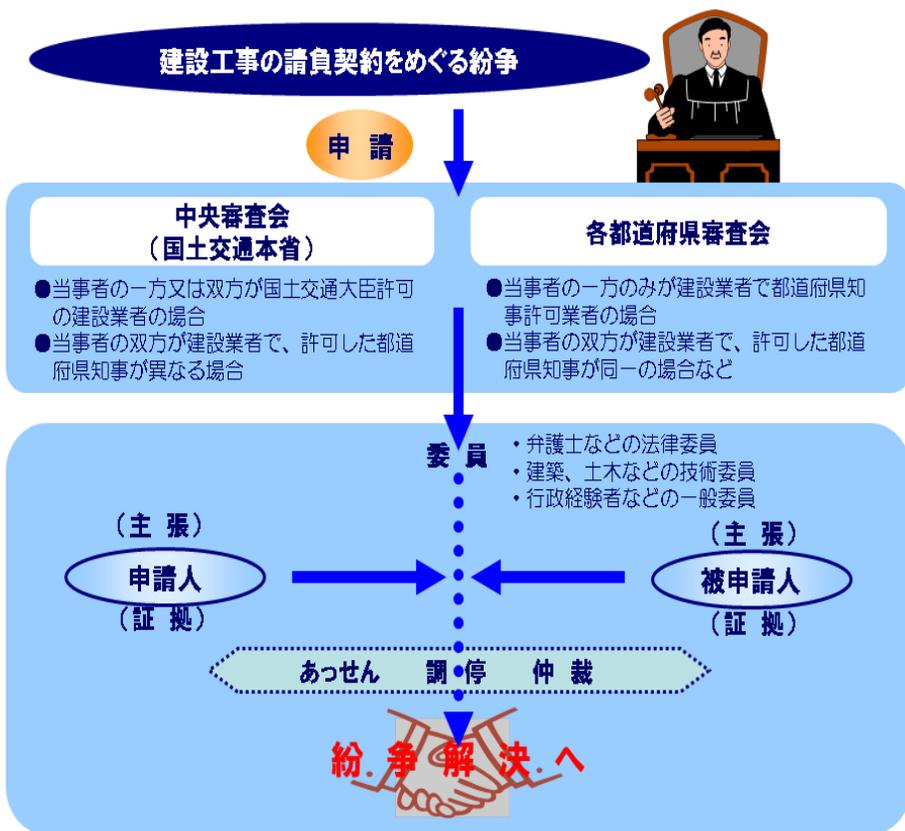
- 建設工事の請負契約を巡るトラブルの解決を図る準司法機関として、中央（国土交通本省）と各都道府県に建設工事紛争審査会が設置されています。
- 工事の雨漏りなどの欠陥（瑕疵）があるのに補修してくれない、工事代金を支払ってくれないといった建設工事の請負契約を巡る紛争の解決を図るには、建設工事に関する技術、商慣行等の専門的な知識が必要となることが少なくありません。
- こうした建設工事の請負契約に関する紛争について、専門家により、公正・中立な立場に立って、迅速かつ簡便な解決を図ることを目的に、建設業法に基づいて設置された公的機関です。

## 建設工事紛争審査会事務局（関東地方整備局管内）

審査会名	担当部局	電話番号
中央	国土交通省土地・建設産業局 建設業課紛争調整官室	03-5253-8111 (内24764)
茨城県	茨城県土木部監理課 建設業担当	029-301-4334(直)
栃木県	栃木県県土整備部監理課 建設業担当	028-623-2390(直)
群馬県	群馬県県土整備部建設企画課 建設業対策室建設業係	027-226-3520(直)
埼玉県	埼玉県県土整備部 県土整備政策課訟務担当	048-830-5262(直)
千葉県	千葉県県土整備部 建設・不動産課	043-223-3108(直)
東京都	東京都都市整備局市街地建築部 調整課工事紛争調整担当	03-5321-1111 (内30761~3)
神奈川県	神奈川県県土整備局事業管理部 建設業課調査指導グループ	045-285-4245(直)
山梨県	山梨県県土整備部 県土整備総務課建設業対策室	055-223-1843(直)
長野県	長野県建設部 建設政策課建設業係	026-235-7293(直)

(注1) 審査会は、建設業者を指導・監督したり技術的な鑑定を行う機関ではありません。

(注2) 不動産の売買に関する紛争、専ら紛争に関する紛争、工事に伴う近隣者との紛争、直接契約関係のない元請・孫請間の紛争等は、取り扱うことができません。



# 【参考】建設工事の業種区分

## 建設工事の種類一覧（全29種類）

1	土木一式工事
2	建築一式工事
3	大工工事
4	左官工事
5	とび・土工・コンクリート工事
6	石工事
7	屋根工事
8	電気工事
9	管工事
10	タイル・れんが・ブロック工事
11	鋼構造物工事
12	鉄筋工事
13	舗装工事
14	しゅんせつ工事
15	板金工事
16	ガラス工事
17	塗装工事
18	防水工事
19	内装仕上工事
20	機械器具設置工事
21	熱絶縁工事
22	電気通信工事
23	造園工事
24	さく井工事
25	建具工事
26	水道施設工事
27	消防施設工事
28	清掃施設工事
29	解体工事

※建設業法 別表第一  
(法第2条、第3条関係)

## 業種区分等一覧

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
建設工事の種類 (法律別表上欄)	業種 (法律別表下欄)	建設工事の内容 昭和47年3月8日 設省告示第350号	建設工事の例示 平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」	建設工事の区分の考え方 平成13年4月3日国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」
1 土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)		①「プレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する ②上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水道処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び下水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水道処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
2 建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		①ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
3 大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
4 左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プaster、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	①防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ②ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ③『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび土工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。

# ○業種区分等一覧

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
建設工事の種類 (法律別表上欄)	業種 (法律別表下欄)	建設工事の内容 昭和47年3月8日 設省告示第350号	建設工事の例示 平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」	建設工事の区分の考え方 平成13年4月3日国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」
5 土・土工 コンクリート工事	とび・土工事業	イ) 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立てを行う工事  ロ) くい打ち、くい抜き及び場所打くいを行う工事  ハ) 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事  ニ) コンクリートにより工作物を築造する工事  ホ) その他基礎的ないしは準備的工事	イ) とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による搬運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、  ロ) くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打くい工事  ハ) 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事  ニ) コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事  ホ) 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	①『とび土工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下の通りである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび土工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合も含む。 ②『とび土工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび土工事』における「鉄骨組立工事」である。  ①『プレストコンクリート工事』のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。  ①『地盤改良工事』とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。 ②『とび土工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。 ③『法面保護工事』とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ④『道路付属物設置工事』には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。 ⑤『とび土工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび土工事』における「屋外広告物設置工事」である。 ⑥トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび土工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
建設工事の種類 (法律別表上欄)	業種 (法律別表下欄)	建設工事の内容 昭和47年3月8日 設省告示第350号	建設工事の例示 平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」	建設工事の区分の考え方 平成13年4月3日国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」
6 石工事	石工事業	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	①『とび土工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下の通りである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび土工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合も含む。
7 屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	①『瓦』、『スレート』及び『金属薄板』については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて『屋根ふき工事』とする。したがって『板金屋根工事』も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。 ②『屋根断熱工事』は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり『屋根ふき工事』の一種型である。 ③屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
8 電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	①屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

# ○業種区分等一覧

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
建設工事の種類 (法律別表上欄)	業種 (法律別表下欄)	建設工事の内容 昭和47年3月8日 設省告示第350号	建設工事の例示 平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」	建設工事の区分の考え方 平成13年4月3日国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」
9 管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空調調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用し、水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空調調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更生工事	①「冷暖房設置工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空調調和設備工事」には、冷媒の配管工事などポンプ類の漏洩を防止する工事が含まれる。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における「管工事」、「水道施設工事」及び「清掃施設工事」間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が「管工事」に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水処理する施設の建設工事が「水道施設工事」に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が「清掃施設工事」に該当する。 ③「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。 ④建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は「管工事」に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は「機械器具設置工事」に該当する。 ⑤上下水道に関する施設の建設工事における「土木一式工事」、「管工事」及び「水道施設工事」間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水道処理場自体の敷地造成工事が「土木一式工事」であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が「管工事」であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水道処理場内の処理設備を築造、設置する工事が「水道施設工事」である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は「水道施設工事」ではなく「土木一式工事」に該当する。 ⑥公害防止施設を単体で設置する工事については、「清掃施設工事」ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば「管工事」、集塵設備であれば「機械器具設置工事」等に区分すべきものである。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
建設工事の種類 (法律別表上欄)	業種 (法律別表下欄)	建設工事の内容 昭和47年3月8日 設省告示第350号	建設工事の例示 平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」	建設工事の区分の考え方 平成13年4月3日国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」
10 タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	①「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として「屋根工事」に該当する。 ②「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイプ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。 ③『とび土工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び「タイル工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下の通りである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび土工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックによる建築物を建設する工事等が「タイル工事」における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合も含む。
11 鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、開門、水門等の門扉設置工事	①『とび土工事』における「鉄骨組立工事」と「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが「とび土工事」における「鉄骨組立工事」である。 ②ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は「消防施設工事」ではなく、建築物の躯体の一部の工事として「建築一式工事」又は「鋼構造物工事」に該当する。 ③『とび土工事』における「屋外広告物設置工事」と「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび土工事』における「屋外広告物設置工事」である。
12 鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	①「鉄筋工事」は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。

# ○業種区分等一覧

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
建設工事の種類 (法律別表上欄)	業種 (法律別表下欄)	建設工事の内容 昭和47年3月8日 設省告示第350号	建設工事の例示 平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」	建設工事の区分の考え方 平成13年4月3日国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」
13 舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	①舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび土工事』に該当する。 ②人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けられるものは『舗装工事』に該当する。
14 しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	
15 板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	①「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ②「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
16 ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事	
17 塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付け工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	①下地調整工事及びプラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
18 防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	①『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび土工事』に該当する。 ②防水モルタルを用いた防水工事は、『左官工事業』、『防水工事業』どちらの業種の許可でも施工可能である。
19 内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	①「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付け工事を行う。 ②「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 ③「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。

建設工事の種類 (法律別表上欄)	業種 (法律別表下欄)	建設工事の内容 昭和47年3月8日 設省告示第350号	建設工事の例示 平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」	建設工事の区分の考え方 平成13年4月3日国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」
20 機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等に工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	①『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ②「運搬機器設置工事」には「昇降機設置工事」も含まれる。 ③「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。 ④公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
21 熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	
22 電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事	①既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理を行う。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

# ○業種区分等一覽

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
	建設工事の種類 (法律別表上欄)	業種 (法律別表下欄)	建設工事の内容 昭和47年3月8日 設省告示第350号	建設工事の例示 平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」	建設工事の区分の考え方 平成13年4月3日国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」
23	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事	①「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。 ②「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 ③「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 ④「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ⑤「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。
24	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
25	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	
26	水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	①上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水道処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水道処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
	建設工事の種類 (法律別表上欄)	業種 (法律別表下欄)	建設工事の内容 昭和47年3月8日 設省告示第350号	建設工事の例示 平成13年4月3日 国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」	建設工事の区分の考え方 平成13年4月3日国総建第97号 「建設業許可事務ガイドラインについて」
27	消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報設備工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	①「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具設置工事、非常警報設備工事、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
28	清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	①公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
29	解体工事 (※)	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	①それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。 ②総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事はそれぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

**\* 解体工事業の経過措置(すでにとび・土工事業の許可を受けている業者に限る)**

**平成28年6月1日時点できとび・土工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き3年間(平成31年5月31日まで)は解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能です。(平成31年6月1日以降は、解体工事業の許可が必要です)**

お問い合わせは……



国土交通省 関東地方整備局  
建政部 建設産業第一課

電話:048-601-3151(代表)

内容	担当係
建設業の許可に関すること	建設業係
経営事項審査に関すること	建設業係 (経審担当)
建設業法違反の指導に関すること	調査指導係
著しく短い工期に関すること	指導係
業種判断・技術者配置・施工体制台帳等に関すること	建設業技術係
中小・中堅建設業者の経営支援に関すること	経営支援係
資力確保措置状況の届出に関すること	資力確保指導係
建設工事の下請負契約に関すること	調査第一係
建設技能労働者の処遇改善に関すること	適正取引係
建設特定技能受入計画の認定に関すること 【メール問い合わせフォーム】 <a href="https://www2.ktr.mlit.go.jp/cgi-bin/form.cgi?form.template=tokuginou.html">https://www2.ktr.mlit.go.jp/cgi-bin/form.cgi?form.template=tokuginou.html</a>	人材支援係
ストックヤード運営事業者登録に関すること	建設工事適正化係



国土交通省 関東地方整備局  
建政部 建設産業第一課

〒330-9724

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎2号館

●JR京浜東北線・高崎線宇都宮線

「さいたま新都心」駅から徒歩約5分

●JR埼京線「北与野」駅から徒歩約7分

関東地方整備局

検索

<http://www.ktr.mlit.go.jp/>

関東地方整備局TOP→建設産業→建設業